

月刊

日本行政

8

Top Message

no.645 2026
august

令和8年度事業の推進について

Leadership

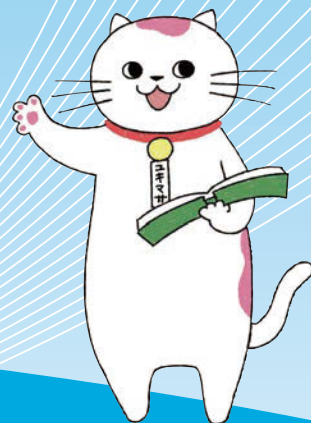
- ・～デジタル社会における行政書士の社会的評価と信頼の向上を目指して～

Special Report

- ・建設キャリアアップシステムの現状と今後について

Topics

- ・令和8年度 定時総会の開催報告
- ・日本維新の会行政書士制度推進議員連盟総会に参加
- ・立憲民主党行政書士制度推進議員連盟総会に参加
- ・行政書士法違反防止の注意喚起に関する表示板の設置について



◎「月刊日本行政」の紙版の発行・発送は、令和7年4月号から隔月（奇数月号のみ）となりました。
詳細はお知らせ記事を御確認ください。



日本行政書士会連合会



宮本 重則
日本行政書士会連合会会長

令和8年度事業の推進について

令和8年6月18日～19日、令和8年度定時総会が開催されました。代議員を始めとする全国の会員の皆様の御理解と御協力のおかげで、令和8年度事業計画（案）や同予算（案）等の一連の議案を御承認いただき、令和8年度事業が始動できる運びとなりました（詳細な事業計画を含む定時総会の開催報告記事は本誌13～29ページ参照）。

ここに改めて御礼申し上げます。

これから令和8年度事業を計画的に推進していくに当たり、その基本的な方針についてお知らせいたします。

令和8年度事業計画では、サブタイトルを「～デジタル社会における行政書士の社会的評価と信頼の向上を目指して～」としています。

御承知のとおり、行政書士法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）が成立し、令和8年1月1日から施行されました。この歴史的な転換期を迎え、行政書士制度は新たなステージへと踏み出しました。

令和8年度は、この改正法の円滑な施行と社会的実装を最重点課題とし、改正法の趣旨を踏まえた各種施策を通じて、デジタル社会において行政書士が国民の権利利益の実現により一層貢献できる体制を構築し、会員の皆様と共に行政書士の社会的評価

と信頼を更に高めてまいります。

具体的には、第一に、「デジタル化への対応」です。改正法により、行政書士法（以下「法」という。）第1条が使命規定となり、第1条の2に新たに職責が規定され、士業法では初めて「デジタル社会への対応」が努力義務として規定されました。会員のデジタルスキルの向上を支援する施策を推進するとともに、引き続きデジタル庁と連携して、行政手続に関する国の基幹システムの構築に参画し、政府が推進する「デジタル社会の実現に向けた重点計画」に掲げる諸施策への対応等を通じて「誰一人取り残されない、人に優しいデジタル化」の実現に寄与してまいります。あわせて、各種電子申請システムにおいて行政書士による代理申請機能を実装することにより、無資格者による国民の権利利益の侵害を防いでまいります。

また、昨年度、本格的に運用を開始した新行政書士会員管理システムについては、デジタル庁が開発した「国家資格等情報連携・活用システム」と連携したデジタル資格者証の発行が可能となり、本年度は、新規登録・変更手続の運用の開始が予定されています。デジタル基盤による業務効率化の成果を全国の単位会で享受できるよう、引き続きシステムの安定的な運用と機能の改善を進めてまいります。

第二に、「特定行政書士制度の更なる推進」です。改正法により、特定行政書士が行うことができる行政不服申立ての手続に関する業務範囲について、行政書士が「作成することができる」官公署に提出する書類に係る許認可等に関するものに拡大されました。今後、行政不服申立て関係業務の増加が予想されることから、特定行政書士の増員を図るとともに、行政不服申立てに関する実務能力の向上を目的とした高度な研修プログラムの開発・実施を進めてまいります。また、総務省と連携して、地方自治体における行政不服申立てに関する相談窓口の設置を推進するなど、特定行政書士の活躍の幅を広げてまいります。

第三に、「行政書士法の理解促進」です。改正法により、法第19条第1項の行政書士又は行政書士法人でない者による業務の制限規定に「他人の依頼を受けいかなる名目によるかを問わず報酬を得て」

の文言が加えられるとともに、法第23条の3において業務の制限違反等の罰則について両罰規定が整備されました。これを契機として、これまで法に抵触する疑義はあったものの、明確な対応が困難であった事案が顕在化してきます。国民の権利利益を守るという観点から、法令遵守を前提としつつも、経済活動の混乱を招かぬよう、関係団体等への周知を徹底し、法の理解促進に努めてまいります。

その他、大規模災害発生時の被災者支援活動について、災害復興支援員の増員に努めるとともに、その養成を更に推進し、全国的な支援体制の構築を実現してまいります。日頃から行政書士が現場で培ってきた経験と信頼は、地域における暮らしの再建と安心を支える力として、今後ますます重要になってくると考えています。引き続き、被災者支援活動に係るノウハウの蓄積や共有に努め、大規模災害発生時の対応スキームの整備を進めてまいります。

改正法の円滑な施行やこれらの取組を着実に進めていくためにも、会員数の増員を図り、本会及び単位会の組織力の一層の強化を図ってまいります。

複雑多様化する社会にあって、行政書士に対する期待は、今後更に高まるものと確信しています。

困ったときだけでなく、国民や事業者の方々が日頃から気軽に相談できる「かかりつけ行政書士を全国標準にしよう!」という活動理念の下、全国47単位会及び約5万5千人の会員と共に、デジタル社会における「頼れる街の法律家」としての位置付けを確固たるものにしてまいりますので、今後とも、一層の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。



8

日本行政

MONTHLY No.645 AUGUST. 2026

Contents

Top Message

令和8年度事業の推進について..... 1

Leadership

～デジタル社会における行政書士の社会的評価と信頼の向上を目指して～..... 4

Special Report

建設キャリアアップシステムの現状と今後について..... 5

Topics

令和8年度 定時総会の開催報告..... 13

定時総会議案資料..... 16

定時総会質問一覧..... 23

総務大臣表彰・日行連会長表彰 表彰状授与式..... 25

定時総会 懇親会の開催報告..... 27

定期大会

日本維新の会行政書士制度推進議員連盟総会に参加..... 30

立憲民主党行政書士制度推進議員連盟総会に参加..... 30

行政書士法違反防止の注意喚起に関する表示板の設置について..... 31

Information

建設業セミナー2026秋 開催のお知らせ..... 32

令和8年度 行政書士申請取次関係研修会(VOD方式)の御案内..... 33

一般倫理研修受講について..... 34

「月刊日本行政」のメールによる発行のお知らせ機能の御利用について..... 35

令和8年度「行政書士試験」の御案内..... 36

■ Pick UP!単位会..... 37

■ 秋桜日記 ～特定行政書士への誘い～..... 39

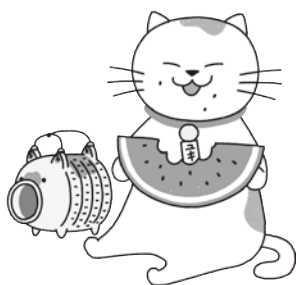
■ ADR推進本部から..... 41

■ 中央研修所通信8月号..... 43

■ 日行連の主な動き(6月)..... 45

■ 会員の動き／広報部員のひとり言／..... 49

御協力をお願い ～日本行政を正確・迅速にお届けするために～



行政書士制度の
発展のために

～デジタル社会における行政書士の 社会的評価と信頼の向上を目指して～

副会長 原田 誠



日行連の令和8年度定時総会において、代議員の皆様の御理解の下、全ての議案が承認・可決され、本年度の事業がスタートいたしました。

本年度の事業計画では、行政書士法の一部を改正する法律（令和7年法律第65号。以下「改正法」という。）が本年1月1日から施行されたことを踏まえ、改正法の円滑な施行と社会的実装を最重点課題として位置付けています。改正法の趣旨に沿った各種施策を通じて、デジタル社会において行政書士が国民の権利利益の実現により一層貢献できる体制を構築し、会員の皆様と共に行政書士の社会的評価と信頼を更に高めるための取組を進めることとしています。

また、国民や事業者の方々が日頃から気軽に相談できる「かかりつけ行政書士を全国標準にしよう！」という活動理念の下、デジタル社会における「頼れる街の法律家」としての位置付けを確固たるものにするため、宮本会長の下、役員一丸となって取り組んでまいりますので、より一層の力添えを賜りますようお願い申し上げます。

さて、私は、日行連の総務部、法務業務部及び登録委員会を担当しています。本稿では、先に総務部において取りまとめ、令和8年6月4日付け日行連発第309号をもって各单位会長宛てに通知した「行政書士法第19条第1項の「報酬」の考え方について」の概要を御報告し、単位会及び会員の皆様の御理解を賜りたいと存じます。

改正法により行政書士法（昭和26年法律第4号。以下「法」という。）第19条第1項の業務の制限規定に「他人の依頼を受けいかなる名目によるかを問わず報酬を得て」の文言が追加され、その趣旨が明確化されました。これは、行政書士又は行政書士法人でない者（無資格者）による違法行為の更なる抑制を図るため、無資格者が他人の依頼を受け、「会費」、「手数料」、「コンサルタント料」、「商品代金」等のどのような名目であっても、対価（報酬）を受領し、業として官公署に提出する書類その他権利義務又は事実証明に関する書類（実地調査に基づく図面類を含む。）を作成する行為が法第19条第1項に違反することを明確にしたものです。

併せて、違反者のみならず違反者が所属する法人等に対しても百万円以下の罰金刑が科される（法第23条の3）両罰規定が新設されました。

法第19条第1項の「報酬」は、法第1条の3第1項の「報酬」と同義であり、現金に限らず、物品や供応を受ける場合も含まれます。また、依頼者から受領する場合に限らず、第三者から受領する場合も含まれるものと解されます。

また、「報酬を得て」とは、書類作成という役務の提供に対する対価の支払いを受けることを言いますが、個々の書類の作成業務において報酬を受領していない場合であっても、その者の行う業務全体として報酬を得ていると認められる場合、すなわち、何らかの形で得た金品の全部又は一部が当該書類の作成の対価と評価され得る場合には、「報酬を得て」に該当するものと解されます。

「報酬に対する考え方」においては、「報酬」に該当する対価を類型ごとに、次のとおり整理しています。

- ①「**手数料型**」事業者等が、顧客に代わって各種申請書・届出書等官公署に提出する書類等を作成し、顧客に書類作成の対価を明示することなく、「手数料」、「代行料」等の名目で金銭を収受する場合の対価は、「手数料型」に分類されます。
- ②「**本来業務対価一体型**」不動産業関連事業者、各種コンサルタント業、各種設備機器等の販売・設置業、国際業務の代行業等を営む事業者が、顧客からの依頼に応じて、あるいはサービスの一環として、官公署に提出する書類等を作成し、顧客から自らの業務に対する対価として「仲介手数料」、「事務手数料」、「媒介報酬」、「コンサルタント料」、「設置工事費」、「手数料」、「相談費用」、「書類作成費用」等の名目、あるいは目的物の価額として「不動産売買代金」、「機器売買代金」等の名目で金銭を収受する場合の対価は、「本来業務対価一体型」に分類されます。
- ③「**サブスクリプション型**」個人、企業、事業者等（会員等）により構成される団体等が、その会員等からの依頼に応じて、あるいはサービスの一環として、官公署に提出する書類等を作成し、「会費」、「組合費」、「手数料」、「顧問料」等の名目で金銭を収受する場合の対価は、「会費（サブスクリプション）型」に分類されます。

以上の「報酬」の考え方とその類型の概要のとおり、官公署に提出する書類等の作成の対価の名目が何であろうと「報酬」に当たり、法第19条第1項に違反することになります。

本会といたしましては、今後とも、法第19条第1項及び法第23条の3の趣旨を踏まえ、国民の権利利益の実現に資するため、行政書士又は行政書士法人でない者による違反事案に対しては、関係機関とも連携の上、厳正に対処してまいりますので、単位会及び会員の皆様の御理解を賜りますようお願い申し上げます。

建設キャリアアップシステムの現状と今後について

国土交通省大臣官房参事官（建設人材・資材）付

1. はじめに

建設業は、社会資本の整備・管理の担い手であるとともに、災害時における「地域の守り手」として国民生活や社会経済活動を支える極めて重要な役割を担っています。

一方、就労条件や他産業と比した賃金水準の低さなどを背景に就業者数の減少が続いており、建設業がその重要な役割を将来にわたって果たし続けられるようにするため、担い手の確保に向けた取組を強化することが急務となっています。

建設キャリアアップシステム（以下「CCUS」という。）は、建設技能者の資格や現場の就業履歴等を業界横断的に登録・蓄積し、それを活用することによって、技能と経験に応じた適切な処遇につなげようとするものであり、持続的な担い手確保に向けて非常に重要な取組です。

本稿では、CCUSを取り巻く環境と、国土交通省で行っている関連施策について解説いたします。

2. CCUS の制度概要と進捗状況

建設業は他産業に比べて高齢化が進展しており、建設業が引き続き優良な社会資本整備・管理の担い手としての機能を担うためには、これまで以上に若年者に選択される環境を整備することが必要であり、建設業への若者の入職を進めるためには、将来的な処遇やキャリアパスが見える形で示す必要があります。

一方で、建設技能者は異なる現場で経験を積み、また一人ひとりの能力が統一的に把握・評価される環境が存在せず、経験や技能の向上が処遇につながりにくい現状がありました。

こうした技能者の働き方の特徴を踏まえたうえで、建設業を、一人ひとりの技能者が経験と技能

に応じた処遇が受けられ、これから入職する若い世代がキャリアパスの見通しが持てる産業としていくために、技能者の本人情報等の真正性を確保するとともに、業界全体で技能者の就業履歴を蓄積し、技能者の処遇改善につなげる仕組みとして、CCUSが整備されました。

CCUSの運用開始により、技能者は技能や経験に見合った適正な評価を受け、処遇へ反映されることが期待されるほか、建設業に再入職する際に、自身の技能や経歴を簡易に証明することが可能となりました。

また、事業者は、現場に入場する技能者の就業状況や、社会保険加入状況等を簡易に確認することが可能となりました。（図-1）

CCUSは平成31年4月の本格運用開始から約7年経過し、令和8年3月時点で技能者登録が約185万人、事業者登録が約31.2万業者を超え、能力評価を実施するための能力評価基準も令和3年4月までは35基準であったところ、49基準まで増えるなど、システムの普及拡大に優先的に取り組んできたところです。（図-2）

CCUSは上記のとおり、事業者登録、技能者登録の手続きがあり、それぞれ「事業者の登録申請」・「技能者の登録申請」を行う必要があり、技能者のレベルを判定するためには「能力評価申請」を行わなければなりません。

この手続において行政書士等の皆様にCCUS認定アドバイザーやCCUS登録行政書士に登録していただく等「技能者の登録申請」・「事業者の登録申請」・「能力評価申請」の登録に多大な御協力をいただいているところです。

3. CCUS の課題

登録の進捗は一定程度進んでいますが、CCUSが処遇改善や業務効率化につながった実感をまだ

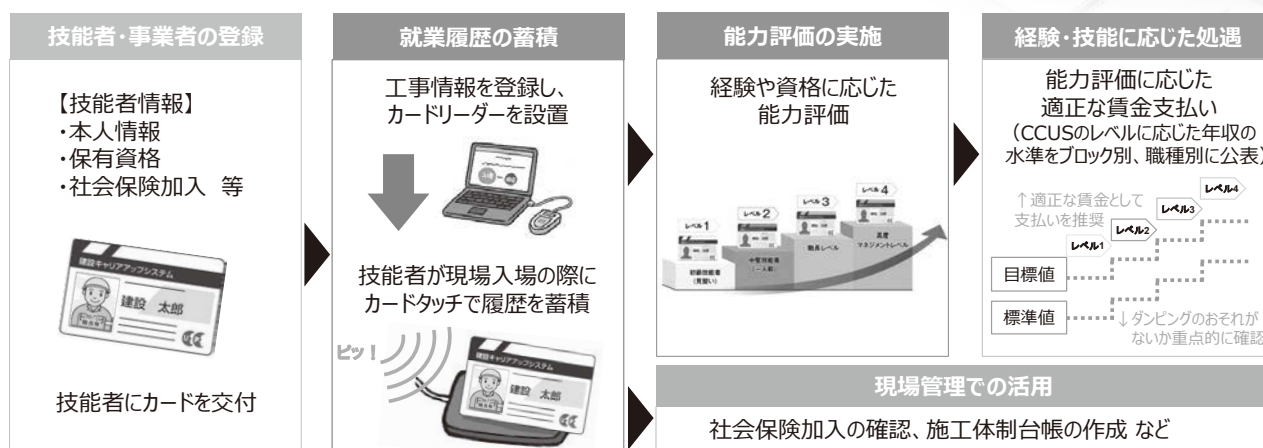


図-1 CCUSの概要

技能者の登録数

185万人が登録

※労働力調査(R7)における建設業技能者数:296万人

事業者の登録数

31.2万社が登録

※うち一人親方は10.9万社

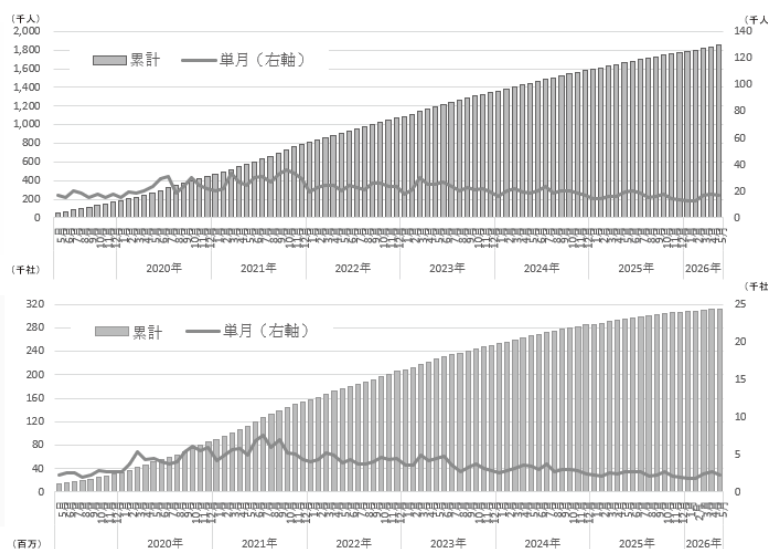


図-2 CCUSの利用状況

得られないという声があり、メリットの実感が乏しいという課題があります。また、技能者を登録しても現場にカードリーダー等の就業履歴を蓄積するための機器がないため就業履歴蓄積ができない現場があるという課題等があるところです。

4. CCUS 改善施策

上記の課題に対応するため、国土交通省では令和6年度から3か年を「メリット拡大フェーズ」と位置付け、官民一体となって取り組む施策をまとめた「CCUS利用拡大に向けた3か年計画」（以下「本計画」という。）を令和6年7月に公表しま

した。（図-3）

本計画では、施策を大きく三つの柱に分け、まとめています。具体的には、CCUSのメリットである「経験・技能に応じた処遇改善」、「CCUSを活用した事務作業の効率化・省力化」、そして、それらのメリットを享受するための前提となる「就業履歴の蓄積と能力評価の拡大」です。

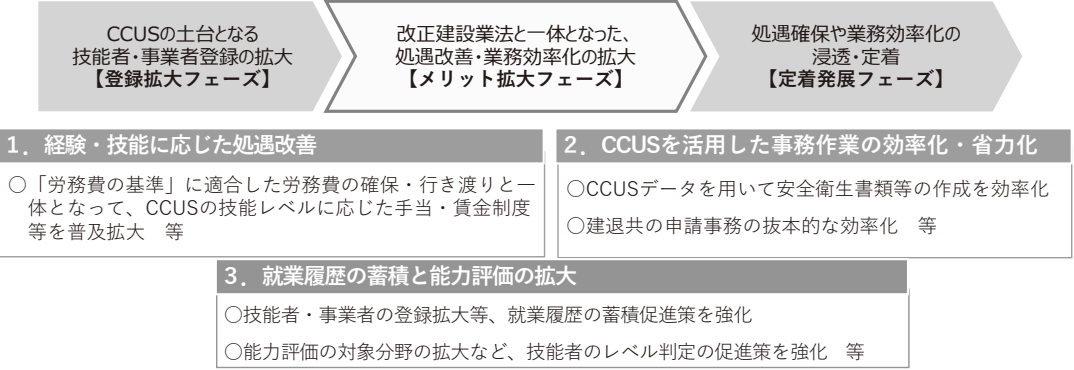
以下、三つの柱の主な施策について解説します。

① 経験・技能に応じた処遇改善（図-4）

1本目の柱、「経験・技能に応じた処遇改善」の多くは令和7年12月に改正された改正建設業法に基づいた取組で、CCUSだけではなく建設業界全体に関わる大きな施策の一環として、CCUSでの取組も行われているという位置付けです。

- これまでの5年間の取組を通じて、**CCUSの土台となる技能者・事業者の登録が進展**。
- 今後3年間で、**改正建設業法に基づく取組と一体**となって、この土台を活用した**処遇改善や業務効率化のメリット拡大**を図る。

●今回の「3か年計画」の位置付け



計画の実施状況を少なくとも年1回フォローアップするとともに、進捗状況を踏まえ必要に応じ見直し

あらゆる現場・あらゆる職種でCCUSと能力評価を実施
技能者や建設企業が実感できる**CCUSのメリット**を拡充

図-3 CCUS 利用拡大に向けた3か年計画（概要）

<令和6年7月24日公表>	
(1)「労務費の基準」に適合した労務費・賃金の支払確保 ・改正建設業法に基づき、「労務費の基準」を踏まえた労務費を下請業者まで行き渡らせ、その上で、下請業者には、CCUSの技能レベルに応じた賃金（レベル別年収）の支払徹底を求める。これらが実効性あるものとなるよう、「建設Gメン」が監視。（R7-） ・そのため、まずは「労務費の基準」の作成を進めるとともに、その活用方法についても検討を進める（R6-） ・また、標準約款に、適正な労務費・賃金支払へのコミットメントに関する条項（いわゆる表明保証）を追加することを検討するとともに、その検討に資するよう、発注者から元請に支払った労務費が技能者まで行き渡ることを担保する契約上の取組について検討・試行（R6-7） ・さらに、「建設Gメン」が発注者、元請、下請に対して、改正建設業法に基づく新たなルールに係る取引実態を調査開始（R6-7） ・改正建設業法による労務費の確保と行き渡りがレベル別年収に見合う賃金支払に結びつくよう、「労務費の基準」とレベル別年収との数値関係を整理（R6-7） ・上記のほか、「労務費の基準」とCCUSとの連携の在り方を検討	(4)法定福利費の支払確保（社会保険加入の徹底） ・法定福利費についても、改正建設業法に基づく確保・行き渡りを検討し、CCUSにより確認される社会保険加入状況に応じて、「建設Gメン」が発注者に対して法定福利費の支払徹底を調査・指導（R7-）
(2)CCUSレベル別年収の改定 ・レベル別年収の示し方等について検討の上、令和6年3月から適用されている公共工事設計労務単価が賃金として行き渡った場合に考えられるCCUSレベル別年収へ改定（R6-7）	(5)CCUSレベルに応じた賃金・手当制度の倍増 ・CCUSレベルに応じた賃金・手当制度への支援の検討（R6-7） ・元請企業等によるCCUSの能力評価等を反映した手当支給の取組について、事例数を倍増することを目標に、手当制度の充実を関係業界へ働きかけ（R6-）
(3)CCUSレベルに応じた賃金支払の確認システムの構築 ・適正な賃金支払の状況を簡便に確認するシステムの検討（R6-7） ・CCUSレベルに応じた賃金の支払状況を踏まえ、「建設Gメン」が労務費の行き渡りの確認と必要な改善指導（R7-）	(6) CCUSを活用した「技能者を大切にす適正企業」の評価向上・受注機会拡大 ・CCUSレベルに応じた賃金・手当支払い等を行う「技能者を大切にす適正企業」の自主的宣言制度を創設した上で、宣言した企業を国交省HP等に掲載（R6） ・表彰、経審での加点等のインセンティブの導入や推進目標の設定などを検討、より水準の高い取組を行う企業の認証制度の構築（R7-8）
	(7)外国人材の適正な処遇の確保 ・能力レベルに応じ日本人と同等の賃金支払を確認できるよう、特定技能外国人が就業履歴を蓄積し、能力評価を受けるようになる方策の検討（R6-）
	(8)施工能力等の見える化評価の促進 ・施工能力等の見える化評価の元請・発注者と連携した見直し及び高い評価を受けた企業の受注機会拡大につながる方策の検討（R6-7）

図-4 経験・技能に応じた処遇改善

特に「労務費の基準」に適合した労務費・賃金の支払い確保については、建設業に従事する技能者の賃金水準が依然として全産業平均値を相応に下回っている実態に鑑み、まずは早急に公共工事・民間工事全体を通じて公共工事設計労務単価

並みの水準の労務費・賃金の支払いを確保することにより、他産業並み以上の水準への処遇改善の実現を目指すこととされました。

この際、「適正な賃金」として、公共工事設計労務単価水準が技能者に支払われた場合の年収ペー

スでの賃金水準であり、かつ、技能者の技能・経験（CCUSの能力評価レベル）に対応した形で示されている「CCUSレベル別年収」が位置付けられるなど、CCUSレベル別年収や、その前提となるCCUSの能力評価システムの建設業行政における位置付けがより明確なものとなりました。

今後、各建設業者においては、技能者にCCUSレベル別年収を支払えるよう、支払うべき賃金から逆算した適正な労務費を請負契約において確保していく必要があります。（図-5）

また、「建設技能者を大切にする企業の自主宣言」とは建設企業が、適正な労務費の見積り、技能者の処遇改善に積極的に取り組んでも、外部からはその取組状況が見えづらいことから評価されず、競争上はかえって不利になるおそれもあることを背景としています。技能者を大切にする企業の取組を可視化し、その評価を向上させ、受注機会の確保等につなげることを目的とした制度として、令和7年12月から開始しています。

「建設技能者を大切にする企業の自主宣言」を行うインセンティブとしては、宣言した内容を国土

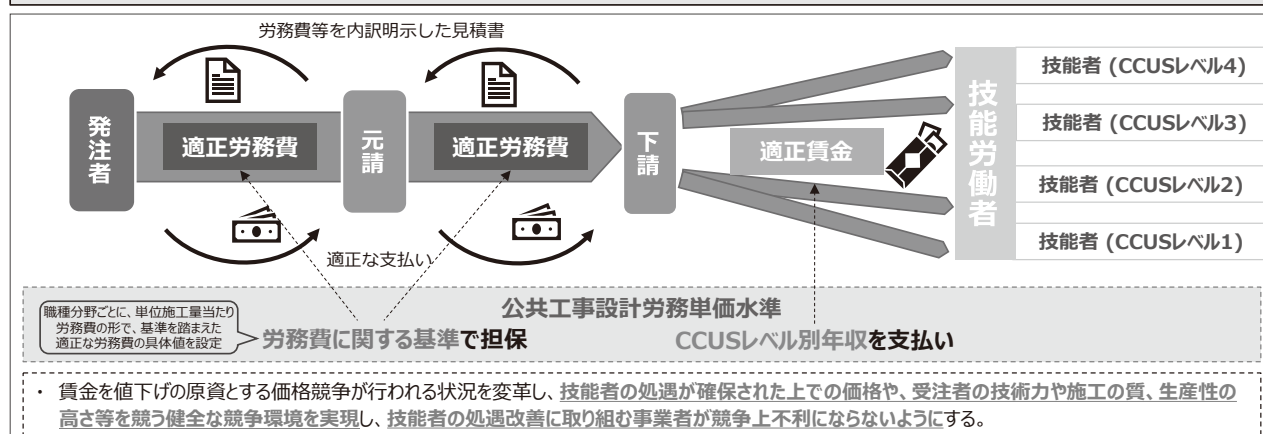
交通省のHPに掲載することにより、宣言企業が就業者を選ばれ、事業活動に必要な就業者を安定的に確保することや取引先として選ばれる一助になること、また、宣言企業は令和8年7月1日以降の経営事項審査の申請において、加点予定としている等があります。なお、令和8年5月末時点で約3,400社が宣言している状況です。（図-6）

②「CCUSを活用した事務作業の効率化・省力化」（図-7）

二つ目の柱「CCUSを活用した事務作業の効率化・省力化」では、「CCUSと建退協との連携完結」の進捗を解説します。

建退共との連携について、令和7年10月より前は、建退共の電子申請にCCUSの就業履歴情報を活用する際には、一旦電子申請用の専用ツールに就業履歴情報を取り込み、専用ファイルを別途作成の上、建退共の電子申請サイトに登録する必要がありました。令和7年10月以降はこの作業を簡略化し、CCUSの就業履歴情報を1回設定すれば建退共の電子申請サイトへ登録できるようにし、事務の効率化を図っています。

「労務費に関する基準」により、公共工事・民間工事を問わず、下請取引を含めて**適正な労務費（賃金の原資）**を確保するとともに、「CCUSレベル別年収」による、個々の**技能者の経験・技能に応じた適正な賃金の支払い**を目指す。



実効性を確保

入口での取組（契約段階における実効性確保）

- 労務費・必要経費等を明示した見積書の商慣行化による適正な労務費の確保
- 自主宣言制度^(※)による適切に技能者を処遇する事業者の見える化・優先選定 等

※改正建設業法の処遇改善に係る努力義務の実践、CCUSの活用、取引時における宣言企業の優先選定を行う事業者の見える化し、インセンティブを付与する制度

公共工事における上乗せの取組（公共発注者による実効性確保）

- 労務費ダンピング調査の実施

出口での取組（労務費・賃金の支払いの実効性確保）

- CCUSレベル別年収の支払いの推進
- 契約当事者によるコミットメント制度^(※)の活用を通じた適正な労務費・賃金支払いの確認 等

※請負契約において労務費・賃金の適正な支払に係る表明や情報開示への合意に関する条項を設け、注文者が受注者の労務費・賃金支払いの状況等を確認できることとする制度

総労働時間を把握するための取組の実施 等

図-5 労務費に関する基準の考え方とその実効性確保策のパッケージ

- 「建設キャリアアップシステム利用拡大に向けた3か年計画」(R6.7)において、**改正建設業法に基づく取組とCCUSを活用した取組を一体**として、技能者の処遇改善を図る方向性を示した。
- この方向性に沿って、**処遇改善に取り組む企業が評価**され、サプライチェーン全体で処遇改善に取り組むようになるための枠組みとして、「**建設技能者を大切にする企業の自主宣言**」が創設。
- 宣言企業は、令和8年7月1日以降の経営事項審査の申請において、加点予定。



■ 参加の流れ

- 1. **立場選択** : ①元請事業者、②下請事業者、③発注者
- 2. **項目検討** : 必須項目、任意項目について対応検討
- 3. **申請** : 1. 2. を以て国交省に申請
- 4. **公表** : 国交省HPに掲載

■ 効果

- 宣言企業は、
- ・国交省HPで公開される
 - ・シンボルマークの使用が可能となる
 - ・経営事項審査における加点等のインセンティブ
- ➡
- ✓ **就業者に選ばれ**、安定的な事業活動の実現
 - ✓ サプライチェーンの中で**適切に評価**される

■ 宣言項目

	元請事業者	下請事業者	発注者
必須	労務費確保・賃金支払い等のための取組	技能者の適切な処遇を確保するための取組を行うこと 等	
	CCUSの活用	全ての現場において、技能者の就業履歴蓄積の環境整備・促進に取り組むこと 等	元請事業者から提出される、労務費等が内訳明示された見積書の内容を考慮・尊重すること
	宣言企業との取引優先	取引先の選定に当たり、宣言を行っていることを考慮すること。	
任意	その他	例) ・事務作業/現場作業におけるICT化を推進すること ・外国人就労者の就労環境の向上に取り組むこと 等	

■ 宣言状況 (2026年5月末現在) 計 : 3,448社

図-6 建設技能者を大切にする企業の自主宣言(「職人いきいき宣言」)について

<令和6年7月24日公表>	
(1) 労務安全システムとの情報連携による事務の効率化	(4) 技能者のCCUS登録情報の確認の簡素化(スマホアプリ上での確認等)
・ CCUS登録情報を労務安全システム側で利用可能とし、データ入力作業等や安全書類(各種帳票等)の作成を効率化(R6)	・ 技能者向けのスマホアプリ開発により、就業履歴、資格、建退共掛金の積立状況等を手元で確認できるよう対応(R6-7)
・ 技能者を雇用する下請業者がCCUSに集約された入退場データを活用して技能者ごとの出面管理ができるよう、 <u>労務安全システムとの連携を推進</u> (R6-7)	・ CCUSに資格者証情報を登録した技能者が、 <u>紙の資格者証の携行が不要</u> となるよう対応(R7-)
・ その上で、業界団体等から事務作業の課題を聴取し、更なる効率化のための取組を検討・実施(R6-)	(5) CCUSと建退共との連携完結による事務の効率化
(2) 施工体制台帳の作成・提出義務の合理化	・ CCUSからワンタッチで建退共の就労実績登録を可能とすることで、 <u>元請・下請における建退共事務を簡素化</u> (R7)
・ 公共発注者への施工体制台帳提出を要しない場合として、CCUSと連動させて台帳記載事項が閲覧できる場合を位置付け、 <u>広く公共発注者に施工体制台帳の電子閲覧の導入を働きかけ</u> (R6-)	・ CCUSと連携した電子申請方式の普及を公共発注者に対して働きかけ(R6-)
・ 民間工事についても、発注者からの求めに応じて台帳を閲覧させる方法として、「 <u>CCUSと連動させて台帳記載事項を閲覧させる方法</u> 」を奨励(R6-)	・ 技能者の処遇改善に資する退職金共済制度のあり方を検討(R6-)
(3) CCUSを活用した現場管理作業の効率化	(6) 適正な一人親方の確認の効率化
・ 特定建設業者及び公共工事受注者によるCCUS活用を強力に推進するため、改正建設業法に基づくICT指針に、CCUSを活用した現場管理作業の効率化を位置付け(R6)	・ CCUS上で経験等が十分でない一人親方を確認できる機能を追加し、 <u>適正な一人親方の確認事務を効率化</u> (R6-)
	(7) 現場管理への活用事例の横展開
	・ CCUSを活用した現場管理等の効率化について、個社の取組事例を収集し、業界団体等と連携して横展開(R6-)

図-7 「共通のデータ基盤」としてのCCUSを活用した事務作業の効率化・省力化

また、技能者の利便性向上に係る取組として、CCUS 登録技能者向けスマホアプリ「建キャリア」にて建退共掛金の積立状況や退職金の目安も確認

できるため、CCUS の利用がより身近に感じられるようになりました。(図-8)

③ 就業履歴の蓄積と能力評価の拡大(図-9)

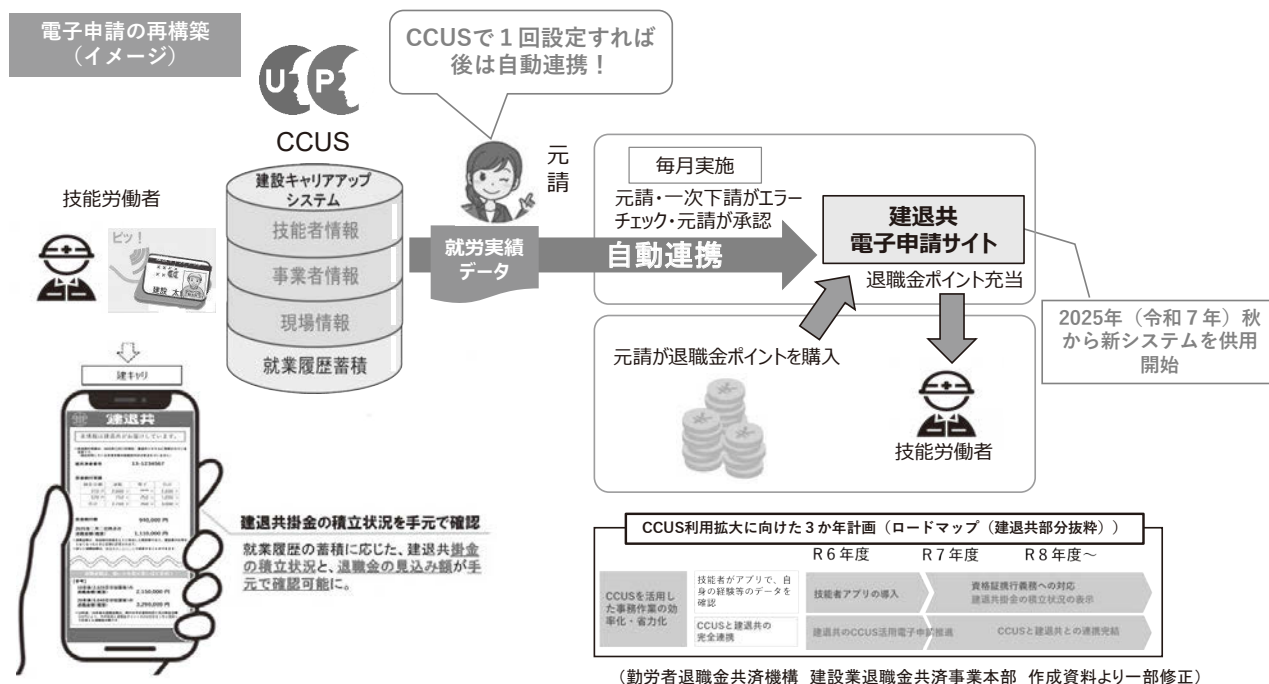


図-8 建退共と CCUS の更なる連携

(1) カードリーダー等がないために就業履歴を蓄積できない現場の解消

- ・カードリーダーの無償貸与、就業履歴蓄積環境の整備に対する経費加算等の支援の継続(R6-)
- ・建設業者団体と連携し、安価なカードリーダーや電話発信、iPhoneのカードリーダー機能での就業履歴登録等、小規模現場向けの就業履歴蓄積方法の周知を強化(R6-)
- ・元請が現場登録しない場合の就業履歴の蓄積のあり方について検討(R6-8)

(2) 公共工事・民間工事における就業履歴蓄積の推進

(i) 公共発注者に対する働きかけ強化

- ・受注者のCCUS登録や就業履歴の蓄積を促すための取組が拡大するよう、地方自治体に働きかけるとともに、取組状況を「見える化」(R6-)
- ・自治体工事でもカードリーダー設置費用、現場利用料が費用計上されるよう、直轄モデル工事における積算上の取り扱い等を例に導入を働きかけ(R6-)
- ・就業履歴の蓄積状況に応じた経費加算制度の創設を検討(R6-7)
- ・地域の理解を踏まえた直轄Cランクのモデル工事を引き続き推進(R6-)

(ii) 民間工事発注者への周知啓発

- ・CCUSを活用することで民間発注者に生じる具体的なメリットを分かりやすく整理して周知徹底(R6-)

(3) 技能者・事業者登録に係る事務負担の軽減

- ・CCUS認定アドバイザー、CCUS登録行政書士の分かりやすい紹介資料を作成し、周知(R6-)

(4) 能力評価の拡充

<令和6年7月24日公表>

(i) 能力評価の負担軽減

- ・CCUS登録と能力評価のレベル判定のワンストップ化するとともに手数料も減額(R6)

- ・能力評価手数料に対する助成制度について分かりやすく周知し、制度活用を促進(R6-)

(ii) 評価基準の策定・充実

- ・今後3年間で、原則全ての技能者が能力評価基準の対象となるよう取り組むこととし、専門工事業者団体が行う基準案の策定を支援（調査検討費の助成等）(R6-8)

- ・工事の繁閑がある場合でも技能者の稼働率を維持可能とし、人材不足にも対応できるよう、「多能工」に係る評価基準を作成する場合の統一ルールを策定。各専門工事業者団体のニーズに応じ、「多能工」に係る能力評価の基準づくりを支援。(R6-)

- ・各専門工事業者の実態に応じてより的確に能力評価を行うことを可能とするため、現行の4段階の細分化や製造・加工現場で従事する技能者の扱い等について検討し、ガイドラインを見直し(R6-)

- ・住宅建築分野における能力評価基準の策定(R6-7)

(5) 技能者自身で能力評価申請ができる環境の構築

- ・技能者自身が所属会社に頼らずに資格情報等の更新や能力評価の申請等を行えるアプリ等を開発(R7-)

(6) 求人情報サイト等を活用した能力評価の促進

- ・ポータル、求人・求職情報サイト掲載時にCCUSの技能レベルを記載できるよう関係機関に働きかけ(R6-)

図-9 CCUS による就業履歴の蓄積と能力評価の拡大

「就業履歴の蓄積と能力評価の拡大」では、「CCUS登録と能力評価のワンストップ化」の進捗を解説します。

「CCUS登録と能力評価のワンストップ化」については、令和7年3月までは、技能者がCCUSカードを取得するために一度取得のための申請をしてCCUSカード（白カード）を取得した後に、能力評価の申請を別途、能力評価実施団体に行い、レベルに応じたCCUSカード（青、銀、金カード）を取得する必要がありました。

令和7年3月以降はCCUSカードを取得するための申請と同時にレベルに応じたカードを申請することが可能となり、二度申請する必要がなくなりました。（図-10）

5. 建設産業政策と CCUS

先述のとおり「労務費の基準」においてCCUSレベル別年収が利用されていることや、建退共制度の見直しにおける複数掛金において、CCUSレベルの利用が検討されていること、国際貢献を目的とする「技能実習制度」を抜本的に見直し、人材の育成・確保を目的とする「育成就労制度」が令和9年4月より開始されることに伴い、中長期的なキャリアパスとしてCCUSの活用が期待されるな

ど能力評価の重要性が高まっています。（図-11）

能力評価の重要性の拡大に伴い、技能者登録については、能力評価を受けることができない「簡略型登録」と能力評価を受けることができる「詳細型登録」の二つの方式があったところ、令和9年4月より新規申請及び更新の受付は「詳細型登録」のみとなる予定です。なお、既に「簡略型登録」をしている者で令和9年4月以降も有効期間が残っている場合は、引き続き令和9年4月以降も「簡略型登録」として有効です。（図-12）

6. おわりに

CCUSを含め建設産業には多数の申請等が存在するところ、申請等手続において行政書士に担っていただいている役割は非常に大きく、業務を通じて経験された課題等を共有していただいていることを含め、感謝申し上げます。

今後も、業界共通のインフラとしてCCUSの役割がますます重要になり、詳細型一本化に伴い、様々な対応が増加することが見込まれるところ、引き続き、行政書士の皆様のお力添えをいただきたく思います。

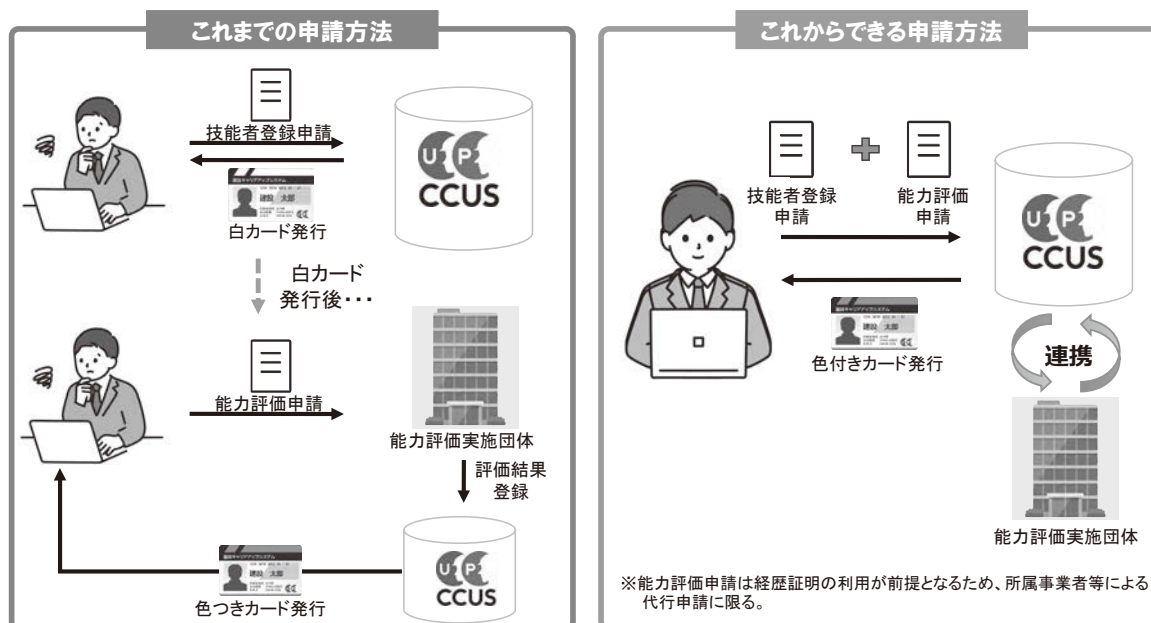


図-10 CCUS 技能者登録と能力評価手続のワンストップ化

- CCUSを取り巻く環境は、1. 第3次・担い手三法の施行、2. 育成就労制度の導入、3. 建退共制度の見直しにより、**本格運用開始以来の大変革期**を迎えている。
- CCUS能力評価の位置付けは大幅に強化され、**業界共通のインフラ**としての役割はより一層重要に。

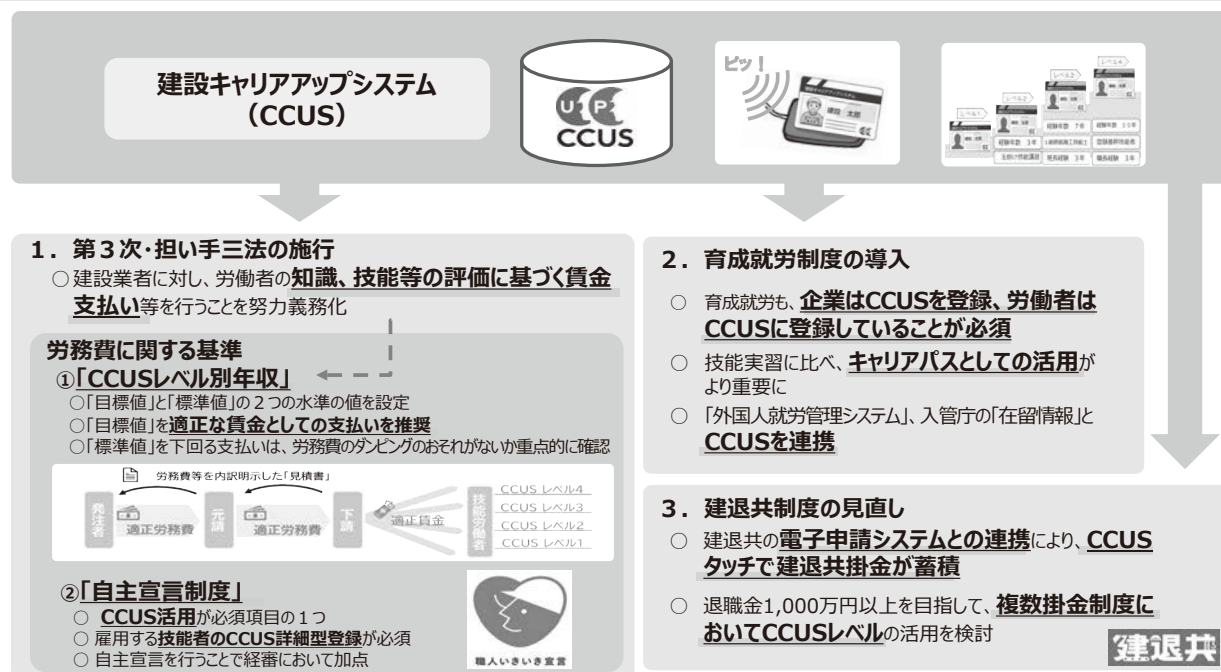


図-11 建設業政策における CCUS の位置付け・利活用

- 改正建設業法の全面施行や育成就労制度の導入等といった、建設技能者を取り巻く制度的環境の激変へ迅速に対応するとともに、一定の周知期間を確保する観点から、令和9年（2027年）3月31日をもって簡略型登録の新規・更新申請を終了。以降は詳細型登録に一本化。
- 現に簡略型登録を経た技能者については、次回更新時に詳細型へ移行（任意の前倒し移行も可）。
- 詳細型登録手数料については、簡略型に比して詳細型の事務処理コストが高額であること等を踏まえ、中長期の収支に大きな影響が生じないよう配慮しつつ、当分の間、所要の引き下げを実施。
- あわせて、詳細型登録による最大のメリットである能力評価受検を加速するため、当分の間現行の支援措置を継続。

現行	見直し後（令和9年（2027年）4月1日～）予定
技能者登録 2段階登録方式 簡略型登録料：2,500円 詳細型登録料：4,900円 ※簡略型から詳細型への移行：2,400円	技能者登録 詳細型のみ 簡略型登録：廃止 詳細型登録料：当分の間4,000円～4,500円を想定 ※簡略型から詳細型への移行：1,500円～2,000円を想定

1. 開始時期

令和9年（2027年）4月1日

2. 対象者

新規申請技能者及び更新申請技能者

※令和9年（2027年）4月1日より前に簡略型で登録された技能者は、次回更新時に詳細型へ移行。

3. 技能者登録料

当分の間4,000円～4,500円/人への引き下げを想定

※引き下げ措置の終期については、詳細型への移行や技能者登録更新の進捗状況やこれを踏まえた中期的収支の見通しを踏まえ、令和10年度（2028年度）以降に決定。

4. その他

現在、時限的（令和8年（2026年）3月末まで）に実施している能力評価に係る評価手数料の全額支援を当面の間延長する。

図-12 技能者登録方式の詳細型一本化（案）について

令和8年度 定時総会の開催報告

開催日	令和8年6月18日(木)、19日(金)
場所	東京プリンスホテル
司会	古川 正美 総務部長
議長	菊地 淳史 代議員(北海道会)
副議長	成田眞利子 代議員(北海道会)
議事録署名人	鹿内 朝明 代議員(青森会) 武田 秀樹 代議員(岩手会)



令和8年6月18日から二日間にわたり東京都港区の東京プリンスホテルにおいて、令和8年度定時総会が開催され、全国の代議員を始め、役員など300名以上が参集した。

令和8年1月1日に行政書士法の一部を改正する法律(令和7年法律第65号)が施行されて以来初めてとなる本総会では、デジタル時代における国民の権利利益の実現と行政書士制度の更なる発展を見据え、熱心な審議が行われた。上程された5議案は全て原案どおり可決され、滞りなく終了した。

午前10時45分、開会に先立ち昨年度中に逝去された物故会員351名に対して黙とうを捧げ、哀悼の意を表した。

令和8年度 定時総会次第

- 1 開会のことば
- 2 会長あいさつ
- 3 来賓祝辞
- 4 総会成立宣言
- 5 議長・副議長の選任
- 6 議事録署名人の指名
- 7 議事運営委員会の報告
- 8 議案審議
 - 第1号議案 令和7年度事業報告
 - 第2号議案 令和7年度決算報告
 - 第3号議案 令和8年度事業計画(案)
 - 第4号議案 公益社団法人コスモス成年後見サポートセンターへの寄付金支出について(案)
 - 第5号議案 令和8年度予算(案)
- 9 議長・副議長の退任
- 10 閉会のことば

《開会のことば》

原田副会長から令和8年度定時総会を開会する旨が告げられ、開会した。

《会長あいさつ》

はじめに、宮本会長は、本定時総会に御参集くだされた代議員各位に対し感謝の意を述べるとともに、平素より本会の事業運営に対し理解と協力を賜っていることについて謝辞を述べた。

次に、昨年の通常国会において成立した行政書士法の一部を改正する法律が本年1月1日から施行されたことに触れ、行政書士法公布75周年という節目の年に制度の大きな進展をもたらす改正法が施行された意義について言及した。また、本会においては、改正法の社会への浸透と定着を最重要課題として位置付け、会員向け説明会や事業者団体への周知等の環境整備を進めてきたこと、今後も各单位会と連携し、円滑な施行に向けた施策を着実に推進していく方針を示した。

続いて、改正法の趣旨を踏まえた今期の取組として、三つの視点から行政書士制度の発展に資する事業を展開していく旨を述べた。

第一に、行政書士業務の適正な推進について言及し、行政書士の業務が法により重要な使命として位置付けられていること、さらに、今回の法改正により業務制限規定の趣旨の明確化及び両罰規定の整備が図られたことにより、行政書士に対する期待と責任が一層高まっていると指摘した。その上で、本改正を契機として、関係団体等への周知徹底と理解促進を図り、国民の権利利益の保護に一層寄与していく考えを示した。

第二に、行政書士の特性の発揮について述べ、全国の行政書士が地域社会に密着した存在であることを踏まえ、この特性を生かして国民の負託に応えていく必要性を強調した。あわせて、特定行政書士の業務範囲の拡大に伴い行政不服申立て業務の増加が見込まれることから、特定行政書士の増員と実務能力向上に向けた高度研修の充実を図る方針を示したほか、組織力の強化、会員の資質向上、資格ブランドの強化、さらには災害復興支援体制の充実にも引き続き取り組んでいく旨を述べた。

第三に、行政書士制度の発展と持続可能な組織運営への対応について言及し、制度の将来を見据えた取組を推進するためには安定した運営基盤が不可欠であるとした上で、昨年度総会において承認された会費引上げについて理解を求めた。

また、行政手続のデジタル化への対応について触れ、改正法により職責規定としてデジタル社会への対応が明記されたことを踏まえ、引き続きデジタル庁との連携の下、「誰一人取り残されない人に優しいデジタル社会」の実現に寄与していく考えを示した。

さらに、「かかりつけ行政書士を全国標準にしよう」との活動理念のもと、単位会及び会員とともに「頼れる街の法律家」としての地位の確立に向けて取り組む決意を述べ、引き続き理解と協力を求めた。

最後に、複雑多様化する社会において行政書士に対する期待は一層高まるとの認識を示し、本定時総会が制度の将来を見据えた重要な議論の場であることを踏まえ、代議員各位に対し慎重かつ建設的な審議を求め、挨拶を締めくくった。



《来賓祝辞》

総務大臣表彰状授与式における林総務大臣からの祝辞をもって代えられた。

《総会成立宣言》

代議員定数270名のうち、265名の出席（10時35分集計時）を受け、本会会則第20条の規定により、本総会が有効に成立することが宣言された（最終出席代議員数269名）。

《議長・副議長の選任》

議場の司会者一任の声に基づき、議長に菊地淳史代議員（北海道会）、副議長に成田眞利子代議員（北海道会）が選任された。

《議事録署名人の指名》

議長は、議事録署名人に鹿内朝明代議員（青森会）、武田秀樹代議員（岩手会）の2名を指名した。



《議事運営委員会の報告》

和田英幸議事運営委員長から委員の紹介があった。続いて稲本太一同副委員長から、議事日程及び質問・回答の取扱い等に関する議事運営委員会の申合せ事項を報告し、議場はこれを異議なしで了承した。なお、本総会への質問は、13 単位会から計 69 件提出され（別掲参照）、質問への回答書が開会前に配付された。

《議案審議》

本総会では、次の5 議案について審議された。

第1号議案・第2号議案

議長は、第1号議案「令和7年度事業報告」及び第2号議案「令和7年度決算報告」について一括上程した。続いて、議長の求めに応じ、田村監事から令和7年度決算に関する監査報告がなされた。事前に代議員から提出された各議案の質問に対する執行部の回答書を確認した後、当日の再質問について執行部による答弁が行われた。議案ごとに採決を行い、それぞれ異議なしにより可決された。

第3号議案

議長は、第3号議案「令和8年度事業計画（案）」について上程した。事前に代議員から提出された本議案の質問に対する執行部の回答書を確認した後、当日の再質問について執行部による答弁が行われた。採決を行い、異議なしにより可決された。

第4号議案

議長は、第4号議案「公益社団法人コスモス成年後見サポートセンターへの寄付金支出について（案）」について上程した。事前に代議員から提出された本議案の質問に対する執行部の回答書を確認した。当日の再質問はなかったことから、直ちに採決を行い、異議なしにより可決された。

ここで、初日の審議を中断し、第5号議案の審議は翌日に行うこととした。

第5号議案

議長は、第5号議案「令和8年度予算（案）」について上程した。事前に代議員から提出された本議案の質問に対する執行部の回答書を確認した後、当日の再質問について執行部による答弁が行われた。採決を行い、異議なしにより可決された。

《議長・副議長の退任》

全議案の審議終了後に、議長と副議長から退任の挨拶があり、退任した。

《閉会のことば》

6月19日午前9時13分、平岡副会長から令和8年度定時総会の全日程が終了した旨が告げられ、閉会した。

令和8年度 定時総会議案資料（議案書から抜粋）

※第2・5号議案の資料は本会ホームページを御参照ください。

第1号議案

令和7年度事業報告

令和7年度は、行政書士法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の成立に向け、各党議員連盟を始めとする国会議員の皆様、総務省自治行政局、衆議院法制局等の多大なる御支援・御協力を賜り、最終調整を進めるとともに、会員の皆様を始め行政書士会の総力を結集して法改正の実現に尽力した一年となりました。

今般の改正は、行政書士制度の理念と役割を現代社会に適合させる極めて重要なものであり、とりわけ士業法として初めて「デジタル社会への対応」が努力義務として規定されたことは、デジタル社会に機能する行政書士制度の確立に向けた大きな進展となりました。

1 改正法の円滑な施行

改正法の円滑な施行に向けた取組として、会員に対する周知を目的とした解説動画を作成するとともに、各単位会の協力を得て、全国各地において改正法に関する説明会を実施しました。

また、特定行政書士制度のPR及び行政書士又は行政書士法人でない者による行政書士業務の防止を目的とした広報媒体を作製し、各単位会を通じて全国の地方公共団体の窓口等への設置を推進しました。

さらに、業務の制限規定の明確化を踏まえ、従前から様々な名目で報酬を得ていた行政書士又は行政書士法人でない者への対応を強化するため、国土交通省や出入国在留管理庁などの関係省庁に加え、自動車販売関係団体、フランチャイズ関係団体、消防設備関係団体、建設工事業関係団体などの各業界団体等に対して、改正法の趣旨の周知徹底を呼びかけました。これにあわせて、総務省と連携して、総務省及び各地方自治体の行政窓口における行政書士法の遵守に係る表示板の設置を

推進するとともに、様々な業界関係者からの問合せに対応し改正法の適正な運用を定着させるべく、法第19条第1項の考え方を整理しました。

特定行政書士の業務範囲の拡大を踏まえ、「特定行政書士の実務に関するオンラインセミナー」を実施するとともに、特定行政書士ブラッシュアップ研修についても、より実践的な講座を公開し、行政不服申立てに関する実務能力の向上に努めました。さらに、特定行政書士の活用に係る施策の一環として、各地方自治体における審理員等への登用を促進する方策の検討及び行政不服申立てに関する相談窓口の設置に向けた検討を進めました。

2 デジタル化への対応

令和5年度にデジタル庁と締結した連携協定に基づき、行政手続のデジタル化の確立に向けて、同庁との継続的な意見交換を行いました。令和8年3月にアルファ版がリリースされた「Gビズポータル」については、今後、行政書士による代理申請においても活用が見込まれることから、デジタル庁の協力を得て、概要説明会及び体験会を全国各地で実施しました。

会員登録手続のデジタル化については、新行政書士会員管理システムの本格稼働により、証明書の発行等の一部手続から順次運用を開始しました。また、デジタル庁が開発した「国家資格等情報連携・活用システム」との連携を開始し、デジタル資格者証の閲覧及び取得が可能となりました。これにより、各種手続における資格証明の将来の利便性が大きく向上しました。今後は、新規登録、変更登録及び法人届出の手続のデジタル化に向け、機能の拡充・改善を進めてまいります。

3 大規模災害時の被災者支援活動

令和6年度に内閣府と締結した被災者支援協定に基づき、災害復興支援員制度の整備を進めるとともに、災害復興支援員の派遣スキーム及び派遣

先における従事業務について検討しました。

また、災害復興支援員の増員及び養成を目的として「災害復興支援に関するオンラインセミナー」を開催するとともに、具体的な支援内容等を解説した「災害復興支援講座」を中央研修所研修サイトにおいて公開し、同制度の充実を図りました。

以上のほか、「3つの共生」に関する取組について、以下のとおり推進しました。

(1) 地域との共生

権利擁護推進委員会において、行政書士による多文化共生社会への貢献に関する調査研究を推進しました。また、行政書士による権利擁護活動のPRを行うため、東京都行政書士会、神奈川県行政書士会、千葉県行政書士会及び埼玉県行政書士会の協力を得て「Tokyo Pride 2025」に出展しました。

また、外国人との秩序ある共生社会の実現に向けた行政書士の活用について、日本行政書士政治連盟と連携して各方面に働きかけを行いました。

(2) 役所との共生

令和6年度に警視庁及び東京出入国在留管理局

と締結した協定に基づき設置された「外国人の在留の公正な管理に係る協議会」を開催し、出入国管理及び難民認定法違反を始めとする犯罪の未然防止に向けた情報交換並びに在留資格の運用に関する意見交換を行いました。

(3) 他士業者との共生

令和7年10月に公正証書に係る手続がデジタル化されたことを踏まえ、日本公証人連合会と連携し、遺言・任意後見等の制度普及に関する広報及び公正証書のデジタル化に関する全国的な周知活動を展開しました。

また、令和6年度に大韓行政士会と締結した連携協定に基づき、同会からの要請を受けて、訪日団の受入れを行いました。本会からは、行政書士制度の概要及び行政書士法改正の経緯等について説明するとともに、同会からは行政書士制度と行政士制度の比較に基づく多岐にわたる質疑が行われ、両制度の発展に向けた活発な意見交換が実施されました。

※各部、委員会等からの報告は省略。

第3号議案

令和8年度事業計画(案)

～デジタル社会における行政書士の社会的評価と信頼の向上を目指して～

令和7年度は、行政書士法の一部を改正する法律(以下「改正法」という。)が成立し、令和8年1月1日から施行されました。この歴史的な転換期を迎え、行政書士制度は新たなステージへと踏み出しました。

令和8年度は、この改正法の円滑な施行と社会的実装を最重点課題とします。改正法の趣旨を踏まえ各種施策を通じて、デジタル社会において行政書士が国民の権利利益の実現により一層貢献できる体制を構築し、会員の皆様と共に行政書士の社会的評価と信頼を更に高めてまいります。

1. デジタル化への対応

改正法により、行政書士法(以下「法」という。)第1条の目的規定が使命規定となり、第1条の2に新たに職責が規定され、士業法では初めて「デジタル社会への対応」が努力義務として規定されました。このため、会員のデジタルスキルの向上を支援する施策を推進するとともに、引き続きデジタル庁と連携して、行政手続に関する国の基幹システムの構築に参画し、政府が推進する「デジタル社会の実現に向けた重点計画」に掲げる諸施策への対応等を通じて「誰一人取り残されない、人に優しいデジタル化」の実現に寄与してまいります。あわせて、各種電子申請システムにおいて行政書士による代理申請機能を実装することにより、無資格者による国民の権利利益の侵害を防いでまいります。

また、昨年度、本格的に運用を開始した新行政書士会員管理システムについては、デジタル庁が開発した「国家資格等情報連携・活用システム」と連携したデジタル資格者証の発行が可能となり、本年度は、新規登録・変更手続の運用の開始が予定されています。デジタル基盤による業務効率化の成果を全国の単位会で享受できるよう、引き続きシステムの安定的な運用と機能の改善を進めてまいります。

2. 特定行政書士制度の更なる推進

改正法により、特定行政書士が行うことができる行政不服申立ての手続に関する業務範囲について、行政書士が「作成した」から「作成することができる」官公署に提出する書類に係る許認可等に関するものに拡大されました。この改正に伴い、今後、行政不服申立て関係業務の増加が予想されることから、特定行政書士の増員を図るとともに、行政不服申立てに関する実務能力の向上を目的とした高度な研修プログラムの開発・実施を進めてまいります。また、総務省と連携して、地方自治体における行政不服申立てに関する相談窓口の設置を推進するなど、特定行政書士の活躍の幅を広げてまいります。

3. 行政書士法の理解促進

改正法により、法第19条第1項の行政書士又は行政書士法人でない者による業務の制限規定に「他人の依頼を受けいかなる名目によるかを問わず報酬を得て」の文言が加えられるとともに、法第23条の3において業務の制限違反等の罰則について両罰規定が整備されました。この改正を契機として、これまで法に抵触する疑義はあったものの、明確な対応が困難であった事案が顕在化してきます。国民の権利利益を守るという観点から、法令遵守を前提としつつも、経済活動の混乱を招かぬよう、関係団体等への周知を徹底し、法の理解促進に努めてまいります。

その他、大規模災害発生時の被災者支援活動について、災害復興支援員の増員に努めるとともに、その養成を更に推進し、全国的な支援体制の構築を実現してまいります。日頃から行政書士が現場で培ってきた経験と信頼は、地域における暮らしの再建と安心を支える力として、今後ますます重要になってくると考えています。引き続き、被災者支援活動に係るノウハウの蓄積や共有に努め、大規模災害発生時の対応スキームの整備を進めてまいります。

改正法の円滑な施行やこれらの取組を着実に進めていくために、会員を増員して、本会及び単位会の組織力の一層の強化を図ってまいります。

また、困ったときだけでなく、国民や事業者の方々が日頃から気軽に相談できる「かかりつけ行政書士を全国標準にしよう!」という活動理念のもと、全国47単位会及び約5万5千人の会員と共にデジタル社会における「頼れる街の法律家」としての位置付けを確固たるものにしてまいります。

1 活動理念

「かかりつけ行政書士を全国標準にしよう!」

約5万5千人の行政書士が、全国津々浦々の住民及び事業者の生活圏に根差し、多様な事業活動に寄り添い、「かかりつけ医」のように真に身近な相談相手となることにより、地域に不可欠かつ有益な国家資格者としての「かかりつけ行政書士」を標準化させて、信頼と評価の向上を目指します。

2 基本方針

(1) 改正行政書士法の社会的実装を推進します。

- 関係省庁、地方公共団体、事業者団体等への周知活動の推進
- 情報通信技術の活用等を通じた業務の改善進歩の推進
- 行政書士法の適正な運用の推進
- 特定行政書士の増員及び資質向上の推進

(2) 国民の権利利益の実現と社会貢献を推進します。

- 行政手続のデジタル化に係る法制度への政策提言活動の推進
- 行政書士代理申請システムの確立並びに G ビズ ID・マイナポータル等の利活用の推進
- 災害復興支援体制の確立及び被災者支援活動の推進
- 外国人との秩序ある共生社会の実現に向けた外国人材の受入れに係る支援の推進
- 高齢者等のサポート（権利の擁護）が必要な方の支援及び成年後見制度の普及推進
- ADR の活用、法教育及び暴力団等排除対策の推進
- 「行政不服申立相談員制度」の推進

(3) 組織力を強化して行政書士制度の確立を推進します。

- 次なる法改正の推進及び日本行政書士政治連盟等の関係団体との連携の強化
- 会員の増員及び資質の向上並びに各種研修の充実の推進
- 行政書士資格のブランド力の強化
- 国及び地方公共団体の各種委員会の委員等への行政書士の登用の推進
- 各部署の機能の強化及び最適化並びに新規業務の開発の推進
- 情報セキュリティの強化の推進
- 単位会の業務（登録、広報、研修等）の効率化への支援の推進

3 活動内容

具体的な活動内容については、各部、委員会、デジタル推進本部、行政書士制度調査室、中央研修所等の事業計画（案）のとおりです。

<各部・委員会等事業計画案>

【総務部】

- 1 行政書士の品位保持と制度遵守の徹底
- 2 諸会議の開催
- 3 顕彰（式典等）の実施
- 4 新年賀詞交歓会の開催
- 5 日行連と各地方協議会との連絡会の開催
- 6 単位会相互の地域的連絡調整の促進
- 7 他の部の所管に属さない事項への対応

【経理部】

- 1 予算・決算の適正管理
- 2 賃借物件（東京都港区・虎ノ門タワーズオフィス）の適正管理

【広報部】

- 1 広報活動の推進
- 2 「月刊日本行政」の発行
- 3 行政書士制度 PR ポスターの作成
- 4 行政書士制度 PR 事業

5 インターネットによる広報活動

6 全国広報担当者会議の開催

【法規監察部】

- 1 行政書士法を含む諸法規の調査研究及び指導
- 2 関係法規集等の改訂作業及びホームページ掲載の関係法規の管理
- 3 行政書士法関係法令先例総覧等の改訂
- 4 各単位会における監察活動の推進
- 5 行政書士法違反行為の防止

【許認可業務部】

<運輸交通部門>

- 1 関係業務の開発及び法令等の調査研究
- 2 電子申請に係る具体的対応
- 3 関係省庁及び団体等との連携強化、情報収集

<建設・環境部門>

- 1 関係業務の開発及び法令等の調査研究
- 2 関係省庁及び団体等との連携強化、情報収集及び情報発信
- 3 業務の実務研究

<社労税務・生活衛生部門>

- 1 関係省庁及び団体等との連携強化、情報収集
- 2 業務の実務研究
- 3 経過措置会員による社労業務の円滑推進

<農地・土地利用部門>

- 1 法定業務及び関連業務並びに法令等の調査研究
- 2 関係省庁及び団体等との連携強化、情報収集

【法務業務部】**<部全体>**

- 1 地域との共生事業の調査、情報収集及びその提供

<権利義務・事実証明部門>

- 1 改正法によりもたらされる行政書士業務を確立するための研究及び情報提供
- 2 既存業務について更なる専門性を確立するための研究及び情報提供
- 3 所有者不明土地・空き家問題についての調査研究及び関係各所への情報発信
- 4 マンション管理に係る業務についての調査研究

<法務事務・成年後見部門>

- 1 高齢者・障がい者等に対応する総合的な支援策（成年後見制度及びその周辺制度）の調査研究
- 2 コスモス等と連携を図り、成年後見制度のより円滑な運用を支援するための周知活動と情報発信

【国際・企業経営業務部】**<国際部門>**

- 1 国際業務に関する調査研究

<知的財産部門>

- 1 知的財産業務に関する調査研究
- 2 著作権相談員制度の維持拡大に関する対応
- 3 新学習指導要領に対応した著作権教育のモデル事業案の検討

<企業支援部門>

- 1 中小企業支援等の調査研究

【登録委員会】

- 1 行政書士登録事務及び行政書士法人届出事務に関する調査研究及び指導

2 登録申請書類の審査**【申請取次行政書士管理委員会】**

- 1 出入国在留管理手続の公正かつ円滑な実施への対応
- 2 委員会規則に係る調査及び対応
- 3 申請取次制度の普及と充実
- 4 各地方出入国在留管理局、申請取次責任者との連絡、調整
- 5 申請取次行政書士管理委員会（単位会）への助成

【規制改革委員会】

- 1 規制改革・行政改革等への総合的対応

【デジタル推進本部】

- 1 デジタル社会における行政書士業務の現状把握と具体的な施策
- 2 行政書士会員管理システムの改修ほか日行連会務のデジタル化推進事業
- 3 情報セキュリティ対策の推進事業
- 4 マイナンバー・G ビズ ID 活用推進事業

【裁判外紛争解決手続（ADR）推進本部】

- 1 行政書士の行う ADR の今後についての事業展開に係る協議
- 2 認証取得済単位会課題検討協議会の開催
- 3 日行連による ADR 調停人養成のためのオンライン研修の開催
- 4 単位会が開催する研修支援
- 5 関係機関・団体等への参加
- 6 認証申請単位会及び認証取得済単位会への支援

【法改正推進本部】

- 1 行政書士法改正の推進及び制度維持への対応

【大規模災害対策本部】

- 1 大規模災害被災単位会の会務運営への支援協力・指導
- 2 大規模災害等への対応

【選挙管理委員会】

- 1 会長選挙の諸準備
- 2 会長選挙改善点に係る検討

【自動車保有関係手続ワンストップサービス(OSS) 対策特別委員会】

- 1 自動車保有関係手続に関する道路運送車両法及び行政書士法施行規則改正に関する調査研究及び情報収集
- 2 OSS の利用促進に係る対応

【特定行政書士制度普及推進委員会】

- 1 特定行政書士制度の推進
- 2 特定行政書士業務の調査研究
- 3 特定行政書士制度 PR 活動の推進

【法教育推進委員会】

- 1 法教育事業の調査研究
- 2 単位会における法教育取組状況等の集約・分析
- 3 単位会における法教育事業実施への支援
- 4 法教育事業の普及啓発

【暴力団等排除対策委員会】

- 1 暴力団等反社会勢力の排除対策の推進
- 2 関係団体等との連携強化、情報収集

【権利擁護推進委員会】

- 1 基本理念・活動方針の周知
- 2 行政書士業務を通じた高齢者・障がい者・外国人・LGBT 等の分野別権利擁護及び行政書士業務における手続を通じた権利擁護の調査研究
- 3 権利擁護活動の対外的な PR

【行政書士制度調査室】

- 1 行政書士制度に影響する事案や国家戦略案件への施策立案等の総合的対応及び制度に関する政策研究
- 2 業際問題等の背景や経緯を含めた情報の蓄積及び整理等の業務情報の共有化
- 3 国等への行政書士利活用の政策提言の発信及び規制改革・行政改革に関連する政策提言の

作成

- 4 条解行政書士法第3版の発行

【中央研修所】

- 1 会則第62条の3第1項第一号研修の実施
 - (1) 基礎研修の実施
 - ①コンプライアンス研修
 - ②基礎法律研修
 - (2) 業務研修の実施
 - ①業務関係研修
 - ②特定行政書士プレ研修
 - ③特定行政書士ブラッシュアップ研修
 - (3) 政策研修の実施
 - ①政策関係研修
 - ②司法研修
 - ③新規業務等に対応する研修
- 2 会則第62条の3第1項第二号研修の実施
 - (1) 特定行政書士法定研修の実施
- 3 会則第62条の3第1項第三号研修の実施
 - (1) 一般倫理研修の実施
 - (2) 特別倫理研修の実施
- 4 ビデオ・オン・デマンド研修システムの運用の更なる深化・改善

第4号議案**公益社団法人コスモス成年後見サポートセンターへの寄付金支出について(案)****1. 提案趣旨**

日本行政書士会連合会(以下「本会」という。)では、社会貢献事業の推進を目的として、平成22年8月に公益社団法人コスモス成年後見サポートセンター(以下「コスモス」という。)を設立し、以後その事業推進を支援してきました。

本会のコスモスの設立及び支援により、行政書士による後見業務は広く普及し信頼を得た結果、政府が推進する第二期成年後見制度利用促進基本計画において、専門職として「行政書士」が、専門職団体として「行政書士会」がそれぞれ位置付けられました。さらに、令和5年3月には総務省から成年後見人等業務、財産管理業務が行政書士業務であることの通知が発出されました。コスモスの社会貢献活動は、行政書士全体の社会的評価

の向上に寄与しています。

本会は、後見活動を行う（又は行おうとする）行政書士に対しコスモスへの加入を強く奨励しており、コスモスを通じて、担い手の養成、適正な後見業務の実施・管理、地域支援体制との連携など、専門職団体として求められている役割を果たす必要があります。

行政書士が専門職として後見活動に取り組む上で、コスモスの果たす役割は極めて重要であり、行政書士制度全体への寄与を踏まえ、本会として継続的に支援することが不可欠です。

については、コスモスへの本会の支援について、次のとおり提案し、承認を求めます。なお、定時総会の承認に基づき、令和4年度の1,000万円を基準として毎年度100万円ずつ減額し、500万円を目途に寄付金を継続的に拠出する方針とします。

2. 承認を求める事項

日本行政書士会連合会会則第18条第三号「重要な財産の取得及び処分並びに多額の債務の負担に関すること。」に該当する次の事項について、総会の承認を求めます。

公益社団法人コスモス成年後見サポートセンターへ、日本行政書士会連合会から令和8年度寄付金として600万円を支出する。

3. その他

- ・寄付金の使途については、引き続きコスモスが行う公益事業や関係団体との連携促進事業に充てることを要請します。
- ・コスモスの概要・決算書を参考資料として巻末に掲載します。
- ・コスモスにも財務基盤の確保に向けた努力を求めています。
- ・コスモスでは、コスモス会員による不正事案が発生した場合に、専門職団体に求められている役割の一つとして、被害者への見舞金支給制度が設けられています。

（以上、議案書から抜粋）

令和8年度 定時総会質問一覧

号議案	区分・部署名	質問の標題
1	大規模災害対策本部	災害復興支援員について
	総務部	戸籍法第10条の2第4項における士業行政書士の名前の欠落について
		役員の改選について
	その他、全般	一般社団法人の設立について
	総務部	ハラスメント相談室設置規則について
		行政書士職務基本規則について
		行政書士会補助者規則（準則）について
		会則の一部改正について
	経理部	旅費規則等の検討や経理業務の見直しについて
		会費について
	広報部	インターネットによる広報活動について
	法規監察部	改正行政書士法の第19条第1項の解釈について
		行政書士法第19条第1項の「報酬」の考え方にかかる検討について
	許認可業務部	自動車登録検査関係手続のデジタル化について
		トラック運送事業の許可の更新制度について
		行政書士法の改正に係る周知について
		〈建設環境部門〉2 関係省庁及び団体との連携強化、情報収集及び情報発信
		軽自動車 OSS のヒアリング結果について (P.11 2 (3) P.26 2 (2))
	法務業務部	電子申請システムの改善点等の要望について
		弁護士法違反事件で、被告人を連合会が支援しているという流言について
		日行連ホームページに掲載された「自賠責上の被害者請求と弁護士法72条について」という文書について
		終身サポート事業に関する課題認識と今後の取組について
	登録委員会	関係機関との連携が会員の実務環境にもたらす成果について
		旧姓を職名として行政書士証票に記載する要望について
		登録の抹消（法第7条第2項該当）について
	申請取次行政書士管理委員会	登録申請内容の適格性について
		外国人の在留の公正な管理に係る協議会について
		「申請取次事務処理の手引き」改定の進捗について
	裁判外紛争解決手続（ADR）推進本部	「5 関係機関・団体等への参加」について
	デジタル推進本部	「J」グランツ等における委任機能の改善・拡充等について
		情報セキュリティ管理体制の整備について
		新行政書士会員管理システムにおけるオンライン申請の本番導入状況について
		行政書士会員管理システムの改修について
	法教育推進委員会	法教育事業の全国的な方針及び活動指針について

号議案	区分・部署名	質問の標題
2	経理部	正味財産の推移と公開について
		デジタル推進引当資産の取り崩しについて
		法人の連合会会費について
3	事業計画 (デジタル施策・会員管理システム)	行政書士法改正によるデジタル社会への進展への今後の展望について
	事業計画（特定行政書士制度）	特定行政書士制度の活用状況及び今後の取組について
	事業計画（改正法：周知・運用）	令和8年行政書士法改正に伴う実務対応の統一的・具体的な指針の策定及び単位会への迅速な情報提供について
	事業計画 (デジタル施策・会員管理システム)	デジタル化への対応について
		会員のデジタルスキルの向上を支援する施策について
		会員のデジタルスキルの向上を支援する施策について
		「事業計画案 1. デジタル化の対応」について
	事業計画（登録手続デジタル化）	会員のメールアドレス登録の必須化について
		手数料の連合会直接納入と会則第70条の交付金について
	事業計画（法理解促進）	行政書士法の理解促進について
		関係団体等への周知徹底について
	事業計画（その他）	活動理念について
	デジタル推進本部	ガバメント AI、自治体 DX への対応について
	特定行政書士制度普及推進委員会	特定行政書士制度の推進について
	事業計画（制度確立：次の法改正）	基本方針（3）「次なる法改正」の方向性について
	総務部	組織力の強化について
		脅迫行為等の防止及び会員の品位保持の確保に関する要望について
	広報部	行政書士制度 PR 事業について
		AI 活用に関するガイドライン等の整備について
	許認可業務部	〈建設・環境部門〉1及び3について
	法務業務部	行政書士が法定後見人の専門職となるための活動について
		民事信託業務の推進について
	国際・企業経営業務部	知的資産経営支援業務の推進について
		M&A・事業承継支援業務の推進について
	登録委員会	登録申請書類の審査について
		【登録委員会】行政書士登録事務及び行政書士法人届出事務に関する調査研究及び指導について
	申請取次行政書士管理委員会	「行政書士会申請取次行政書士管理委員会規則（準則）」について
	裁判外紛争解決手続（ADR） 推進本部	ADR 代理権取得について
	デジタル推進本部	行政書士会員管理システムについて
	法改正推進本部	税理士資格での登録申請者への研修の実施について
4	その他、全般	コスモス成年後見サポートセンターへの寄付金支出について
5	総務部	会長会費について

令和8年度総務大臣表彰・日行連会長表彰 表彰状授与式

～業務精励、制度発展への功績を讃え、

16名に総務大臣表彰・497名に日行連会長表彰が贈られました～

定時総会の開催に先立ち、6月18日（木）午前10時から東京プリンスホテルにおいて、令和8年度総務大臣表彰・日行連会長表彰 表彰状授与式が執り行われた。永年の業務精励や功績を讃え、本年度は16名に総務大臣表彰、497名に日行連会長表彰が贈られ、受賞者に対し表彰状が授与された。

授与式は古川総務部長の司会で始まり、岩崎副会長の開会のことば、宮本会長の式辞の後、総務大臣表彰が行われた。司会者から受賞者全員の名前が読み上げられた後、林芳正総務大臣の代理として出席された堀内詔子総務副大臣から、受賞者を代表して西村誠会員（大阪会）に表彰状が授与され、これを受け、西村会員が謝辞を述べた。

続いて、日行連会長表彰が行われた。司会者から受賞者が497名である旨が報告された後、宮本会長から受賞者を代表者として相羽利子会員（新潟会）に表彰状が授与され、これを受けて相羽会員が謝辞を述べた。

その後、堀内総務副大臣から林総務大臣の式辞が代読され、河野副会長の閉会のことばをもって授与式は終了した。終了後、総務大臣表彰受賞者は堀内総務副大臣、宮本会長と共に記念写真撮影を行った。



総務大臣表彰受賞者

（敬称略・順不同）

大井 義信 北海道	森 伸二 岐阜	鐵本 達夫 鳥取	白木 純 沖縄
河田 力 栃木	桜井 俊文 静岡	河原 博行 岡山	以上 16名
常住 豊 東京	奥野慎太郎 滋賀	黒田 積 岡山	
森山 潤 東京	西村 誠 大阪	山室 光弘 岡山	
本間 大介 岐阜	本田 圭 兵庫	中島 憲夫 宮崎	

総務省御臨席者

（敬称略・順不同）

総務副大臣 堀内 詔子	総務省自治行政局官房審議官 坂越 健一
総務省自治行政局長 小川 康則	総務省自治行政局行政課長 植田 昌也

※役職は授与式開催時点のもの

総務大臣式辞

総務大臣 林 芳正
代読：総務副大臣 堀内 詔子



令和8年度行政書士総務大臣表彰式の開催にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

行政書士の皆様方には、「頼れる街の法律家」として、日頃から国民と行政との架け橋としてご活躍いただくとともに、行政の円滑な運営にご尽力いただいておりますことに、深く感謝申し上げます。

特に、本日表彰を受けられました16名の皆様方は、多年にわたり職務に精励され、国民の利便性の向上や行政書士制度の発展に大きく貢献いただきました。ここに皆様方のこれまでのご苦労に対して敬意を表します。

昭和26年に行政書士法が制定されてから、今年は75年の節目となります。現在、行政書士は5万4千人を超えており、地域偏在が少なく、住民に最も身近な国家資格者として、国民から厚い信頼を寄せられております。

行政書士の皆様には、近年の住民ニーズの多様化に伴い行政手続が複雑化する中、各種申請の手続等を通じて行政の円滑な運営にご尽力いただいているほか、マイナンバーカードの普及促進、災害発生時における被災者の罹災証明申請への支援等、様々な場面において重要な役割を果たしていただいております。

さて、改正行政書士法が本年1月1日から施行され、行政書士の使命、職責に関する規定が創設されたほか、特定行政書士の業務範囲の拡大や業務制限規定の趣旨の明確化、両

罰規定が整備されました。

本改正により、申請者本人が許認可等の手続を行った場合においても、特定行政書士が行政不服申立て手続を代理することができるようになり、行政不服申立事件で特定行政書士の活躍がより一層期待されるものであります。

また、行政書士の資格を持たない者による関与を防止し、行政手続に精通し、住民に最も身近な存在である行政書士の皆様に的確に対応いただくことが、国民の権利利益の実現に資するものと考えています。

皆様におかれては、行政手続の効率化と国民の利便性向上の観点から、行政手続のオンライン化が進んでいく中、引き続き、その知見を活かし、誰もがデジタル化の恩恵を享受いただけるよう、オンラインによる行政手続に不慣れな方々等への積極的なご支援をお願い申し上げます。

総務省といたしましても、行政書士制度の充実及び円滑な運用を期し、日本行政書士会連合会や各都道府県行政書士会と十分な連携を図ってまいります。

結びに、本日表彰を受けられました16名の皆様に、改めてお祝いを申し上げますとともに、全国の行政書士の皆様方のご健勝とますますのご活躍、更に日本行政書士会連合会及び各都道府県行政書士会のご発展をお祈り申し上げまして、式辞といたします。

挨拶

日本行政書士会連合会 会長 宮本 重則



本日、ここに令和8年度総務大臣表彰並びに日本行政書士会連合会会長表彰の表彰状授与式を挙行させていただくに当たり、公務御多忙の中、堀内詔子総務副大臣の御臨席を賜り、厚く感謝申し上げます。

この度の栄えある表彰を受けられる皆様は、永年にわたり行政書士として研鑽と努力を積み重ねて来られました。業務精励を通じ、国民の権利利益の実現を図り、行政書士制度の発展に多大なる御尽力をされた方々であります。その御功績に対し、深い敬意を表するとともに、心からお祝いを申し上げます。

行政書士制度は、昭和26年の法制定以来、本年で75周年の節目を迎えました。これもひとえに、先人の御努力の礎の下、総務省を始め関係各位の御指導、そして全国の会員各位の日々の御努力の賜物と、改めて御礼申し上げます。

さて、本年1月1日には改正行政書士法が施行され、使命規定の創設やデジタル社会への対応の明記、特定行政書士の活躍の場の拡大など、画期的な制度改正がなされました。これは、行政書士に対する国民の皆様からの期待が、これま

でも増して高まっていることの表れであると存じます。

また、超高齢社会を迎えている我が国において、遺言相続、土地の利活用、事業承継、成年後見制度の見直し、外国人との秩序ある共生社会の推進など、多岐にわたる分野において、国民の権利利益の実現を担う行政書士の役割は、今後も更に重要になってくるものと考えております。

こうした社会的要請に応えるためには、私たち行政書士一人ひとりが、国民と行政の架け橋としての役割と責任をしっかりと自覚し、たゆみなく日々の業務に真摯に向き合う姿勢が重要であります。日本行政書士会連合会では、「かかりつけ行政書士を全国標準にしよう！」との活動理念のもと、会員各位が街の法律家としての使命感を強く持ち、求められる職責を十分に果たすことができるよう、引き続き制度の発展に全力で取り組んでまいります。

本日、表彰を受けられる皆様におかれましては、なご一層の御活躍を御期待申し上げますとともに、未来に活躍する会員の育成・指導にも多大なるお力添えを賜りますようお願い申し上げます。

令和8年度日本行政書士会連合会定時総会 第46回日本行政書士政治連盟定期大会

懇親会の開催報告

定時総会初日の議事日程終了後、懇親会が開催された。国会議員を始めとする多くの御来賓の御臨席を賜り、行政書士の更なる活躍への期待と激励の御言葉をいただいた。

林総務大臣からは、行政書士法の改正に触れ、デジタル社会における行政書士の役割がより一層大きくなったとの期待が示されるとともに、行政書士が「頼れる街の法律家」として今後ますます活躍できるよう、制度の充実をサポートしていく旨の御言葉をいただいた。

また、会場では本会公式キャラクターのユキマサくんが御来賓をお出迎えし、一緒に写真を撮影するなどして懇親会の場を盛り上げた。



●御来賓

※肩書は懇親会開催時点のもの



林 芳正 総務大臣



片山 さつき 財務大臣



上野 賢一郎 厚生労働大臣



平口 洋 法務大臣



黄川田 仁志 内閣府特命担当大臣



石井 啓一 衆議院副議長



石田 真敏 衆議院議員 自由民主党
行政書士制度推進議員連盟 会長



井上 英孝 衆議院議員 日本維新の会
行政書士制度推進議員連盟 会長



赤羽 一嘉 衆議院議員 中道改革
連合行政書士議員懇話会 会長



古川 元久 衆議院議員 国民民主
党と無所属議員による行政書士
制度推進議員連盟 会長



逢坂 誠二 立憲民主党行政書士
制度推進議員連盟 会長



竹谷 とし子 参議院議員 公明党
行政書士制度推進議員懇話会 顧問
(党代表)



堀内 詔子 総務副大臣



向山 淳 総務大臣政務官



長谷川 淳二 衆議院議員 自由民主党行政書士制度推進議員連盟事務局長



馬場 伸幸 衆議院議員 日本維新の会行政書士制度推進議員連盟顧問



片山 大介 参議院議員 日本維新の会行政書士制度推進議員連盟幹事長



佐藤 英道 衆議院議員 中道改革連合行政書士議員懇話会 幹事



西岡 秀子 衆議院議員 国民民主党と無所属議員による行政書士制度推進議員連盟 幹事



高木 啓 衆議院議員



勝目 康 衆議院議員 自由民主党行政書士制度推進議員連盟 事務局次長



安藤 たかお 衆議院議員



坂本 竜太郎 衆議院議員



今岡 植 衆議院議員



今井 絵理子 参議院議員



石井 苗子 参議院議員



塩村 あやか 参議院議員

御 来 賓 一 覧

(敬称略)

※役職等は懇親会開催時点のもの

【内閣】(代理出席含む)

林 芳正 片山 さつき 平口 洋 茂木 敏充 上野 賢一郎 赤澤 亮正
金子 恭之 石原 宏高 木原 稔 松本 尚 黄川田 仁志 小野田 紀美

【衆議院議員】(代理出席含む)

(五十音順)

逢沢 一郎 井原 巧 小淵 優子 高村 正大 鈴木 貴子 土田 慎 西村 康稔 古川 元久 保岡 宏武
青山 周平 井原 隆 尾身 朝子 こづら い 啓一郎 鈴木 拓海 角田 秀穂 西銘 恒三郎 古川 康 築 和生
赤羽 一嘉 今枝 宗一郎 河西 宏一 國場 幸之助 鈴木 義弘 寺田 稔 西山 尚利 古川 禎久 山際 大志郎
浅田 眞澄美 今岡 植 鹿嶋 祐介 輿水 恵一 関 芳弘 土井 亨 丹羽 秀樹 細田 健一 堀内 詔子 山口 壯
東 国幹 岩田 和親 梶山 弘志 後藤 茂之 世耕 弘成 渡海 紀三朗 額賀 福志郎 堀内 詔子 山崎 正恭
麻生 太郎 岩谷 良平 加藤 勝信 小林 茂樹 瀨戸 隆一 富樫 博之 沼崎 満子 前原 誠司 山下 史守朗
阿部 司 上杉 謙太郎 加藤 貴弘 小林 史明 高木 啓 とかしき なおみ 根本 幸典 松本 泉 山下 貴司
安藤 たかお 上田 英俊 加藤 大博 小森 卓郎 高木 宏壽 永岡 桂子 橋本 岳 丸尾 なつ子 山田 賢司
池畑 浩太郎 上野 宏史 門山 宏哲 齋藤 健 高島 修一 中川 こういち 長谷川 淳二 丸川 珠代 山田 美樹
伊佐 進一 臼木 秀剛 金澤 結衣 斉藤 鉄夫 高橋 祐介 中川 康洋 鳩山 二郎 三木 圭恵 山田 基靖
石井 啓一 衛藤 博昭 坂井 学 坂本 哲志 武田 良太 長澤 興祐 葉梨 康弘 水野 よしひこ 山本 香苗
石井 拓 阿部 龍一 佐川 博義 田嶋 要 中野 英幸 中谷 真一 東田 淳平 三ッ林 裕巳 山本 深
石坂 太 遠藤 寛明 上川 陽子 坂本 竜太郎 武田 良太 中野 英幸 中野 洋昌 宮内 秀樹 吉田 宣弘
石田 眞敏 大岡 敏孝 神谷 裕 笹川 博義 田嶋 要 中野 英幸 中野 洋昌 宮内 秀樹 吉田 有理
石橋 林太郎 大串 正樹 川崎 ひでと 塩崎 彰久 重徳 和彦 中根 一幸 中野 英幸 宮路 拓馬 吉村 悠
石原 正敬 大島 敦 河野 正美 塩崎 彰久 重徳 和彦 中根 一幸 中野 英幸 宮路 拓馬 吉村 悠
泉 健太 大空 幸星 川松 真一郎 階 猛 柴山 昌彦 島尻 安伊子 棚橋 泰文 谷 公一 中野 英幸 米内 紘正
市村 浩一郎 緒方 林太郎 岸田 文雄 島尻 安伊子 棚橋 泰文 谷 公一 中野 英幸 米内 紘正
井出 庸生 岡本 三成 北神 主朗 島田 智明 下村 博文 谷川 とむ 西岡 秀子 若林 健太
伊藤 聡 小川 淳也 木村 次郎 庄子 賢一 白坂 玄紀 新谷 正義 新藤 義孝 辻 清人 辻 秀樹 森 英介
伊藤 忠彦 奥下 剛光 尾崎 正直 小里 泰弘 工藤 彰三 國重 徹 熊田 裕通 栗原 渉 黒崎 祐一
伊藤 達也 小竹 凱 小田原 潔 落合 貴之 鬼木 誠

【参議院議員】(代理出席含む)

(五十音順)

青木 愛 磯崎 仁彦 梶原 大介 古賀 友一郎 里見 隆治 高橋 克法 西田 昌司 平山 佐知子 舞立 昇治 宮本 周司 横澤 高德
青木 一彦 伊藤 孝江 加田 裕也 古賀 之土 塩村 あやか 高橋 光男 西田 実仁 福士 珠美 牧山 ひろえ 望月 良男 横山 信一
浅尾 慶一郎 井上 義行 片山 大介 古庄 玄知 柴田 巧 竹谷 とし子 野上 浩太郎 福山 哲郎 松川 るい 森 ゆうこ 渡辺 猛之
朝日 健太郎 猪口 邦子 加藤 明良 小林 一大 自見 はなこ 田名 匡代 芳賀 道也 松村 祥史 山本 真治 西田 英範
有村 治子 今井 絵理子 神谷 政幸 小林 さやか 清水 真人 谷 公正 長谷川 岳 藤井 一博 山下 佳菜子
石井 準一 岩本 剛人 川村 雄大 こやり 隆史 榛葉 賀津也 望 麻紀子 羽田 次郎 藤川 政人 三浦 信祐 山下 雄平
石井 浩郎 上野 ぼたる 北村 経夫 斎藤 嘉隆 末松 信介 徳永 エリ 馬場 成志 船橋 利美 三原 じゅん子 山田 宏
石井 苗子 白井 正一 熊谷 裕人 櫻井 充 関口 昌一 野井 学 原田 大二郎 舟山 康江 宮崎 勝 山本 啓介
石川 博崇 大家 敏志 上月 良祐 佐々木 雅文 高木 真理 中西 祐介 平木 大作 堀井 巖 堀井 巖 宮本 和宏 山本 順三

【総務省】

総務省審議官 阪本 克彦
大臣官房総括審議官 田中 聖也
自治行政局長 小川 康則
自治行政局官房審議官 坂越 健一
自治行政局行政課長 植田 昌也
自治行政局行政課理事官 菊地 保
自治行政局行政課行政書士係長 宮本 祐介
自治行政局行政課総務事務官 青木 久登
関東管区行政評価局地域総括評価官 井上 隆彦

【関係省庁・友誼団体等】

デジタル庁 デジタル社会共通機能グループ審議官
デジタル庁 統括官付参事官
デジタル庁 戦略・組織グループ 国民向けサービスグループ参事官
復興庁 事務次官
出入国在留管理庁長官
農林水産省大臣官房デジタル戦略グループ長
農林水産省農村振興局農村政策部長
農林水産省農村振興局農村政策部農村計画課長
農林水産省農村振興局農村政策部地域振興課 中山間地域・日本型直接支払室長
国土交通省不動産・建設経済局建設振興課長
国土交通省不動産・建設経済局国際市場課長
国土交通省道路局道路交通管理課長
国土交通省物流・自動車局自動車情報課長
日本弁護士連合会
日本弁護士政治連盟
日本税理士政治連盟
日本土地家屋調査士会連合会
全国土地家屋調査士政治連盟
全国社会保険労務士会連合会
全国社会保険労務士政治連盟
日本公認会計士協会
日本公認会計士政治連盟
日本弁理士政治連盟
日本公証人連合会
一般社団法人日本海事代理士会

日本海事代理士政治連盟
公益社団法人日本不動産鑑定士協会連合会
一般社団法人日本中小企業診断士協会連合会
一般財団法人行政書士試験研究センター理事長
公益財団法人海外日系人協会
一般財団法人建設業振興基金
一般財団法人建設業情報管理センター
一般社団法人全国中小建設工事業団体連合会
全国建設労働組合総連合
公益社団法人日本不動産協会
一般社団法人行政情報システム研究所
一般財団法人日本情報経済社会推進協会
一般社団法人日本自動車会議所
軽自動車検査協会
一般社団法人全国自動車標板協議会
一般社団法人全国軽自動車協会連合会
一般社団法人日本自動車整備振興会連合会
公益財団法人自動車情報利活用促進協会
損害保険料率算出機構
公益財団法人日本宗教連盟
一般財団法人 国土計画協会
一般社団法人日本マンション管理士会連合会
一般社団法人日本写真著作権協会
一般社団法人日本レコード協会
全国中小企業団体中央会
株式会社日本政策金融公庫
自由民主党本部組織運動本部上級主幹
自由民主党本部総務局
自由民主主義党代表
自由民主主義党顧問
公明党団体渉外部部長
公明党広報第一部長
中華人民共和国駐日本国大使館
駐日フィリピン共和国大使館特命全權大使
原子力損害賠償・廃炉等支援機構
日本印刷株式会社
株式会社ハル

株式会社オープンアップシステム
株式会社法学館・伊藤塾
株式会社法学館館長・伊藤塾塾長
株式会社東京リーガルマインド
株式会社東京法経学院
株式会社ワイズ
ワイズ公共データシステム株式会社
株式会社実現屋
レオス・キャピタルワークス株式会社
東京海上日動火災保険株式会社
損害保険ジャパン株式会社
三井住友海上火災保険株式会社
日本加除出版株式会社
株式会社ぎょうせい
新日本法規出版株式会社
株式会社大成出版社
大洗町長

【学識者】

弁護士・中央大学名誉教授 安念 潤司
公益社団法人日本複製権センター 理事長 今村 哲也
弁護士・元最高裁判所判事・東京大学名誉教授 日本行政書士会連合会顧問 宇賀 克也
日本行政書士会連合会顧問弁護士 鳥山 半六
日本行政書士会連合会顧問税理士 矢ノ目 忠
日本行政書士会連合会顧問弁護士 山田 正記

【日本行政書士政治連盟】

顧問・前衆議院議員 自由民主党行政書士制度推進議員連盟 前会長 野田 毅
顧問・元参議院議員 山東 昭子
顧問・前衆議院副議長立憲民主党政務士制度推進議員連盟 前会長 赤松 広隆

【元衆議院議員】

衛藤 征士郎
逢坂 誠二
奥野 総一郎
松尾 明弘
阿部 祐美子

(代理出席含む)

日本維新の会行政書士制度推進議員連盟総会に参加

開催日 令和8年6月3日（水）

出席者 〈日行連〉宮本会長、原田・平岡・岩崎・竹田・西村各副会長、田後・関口両専務理事、古川・宮元・伴・古田島・安野・坪川・櫻田・奥村・大塚各常任理事

〈日政連〉常住会長、菅・黒田両副会長、徳山・速水両副幹事長、飯田常任幹事

先日、日本維新の会行政書士制度推進議員連盟総会が衆議院第二議員会館において開催され、日行連及び日政連から関係役員が出席しました。

冒頭、井上英孝日本維新の会行政書士制度推進議員連盟会長から御挨拶をいただき、改正行政書士法の早期定着と行政書士制度の更なる推進に尽力する旨の御言葉をいただきました。

続いて、宮本会長、常住日政連会長からそれぞれ御挨拶を申し上げるとともに、先日逝去された元総務大臣の片山虎之助氏（元日本維新の会共同代表、日政連顧問）に哀悼の意を表しました。

出席議員の紹介に続いて、日行連から改めて改正行政書士法の概要を御説明するとともに、法改正を踏まえた各種事業の進捗について御報告しました。

その後の意見交換では、入管行政の円滑化に向けた課題を共有したほか、成年後見制度の推進や所有者不明土地の解消に係る行政書士の活用等について要望しました。

限られた時間ではありましたが、多数の日本維新の会の皆様に御出席いただき、大変有意義な会合となりました。



立憲民主党行政書士制度推進議員連盟総会に参加

開催日 令和8年6月9日（火）

出席者 〈日行連〉宮本会長、竹田副会長、田後・関口両専務理事、宮元常任理事

〈日政連〉常住会長、菅副会長、徳山・速水両副幹事長、飯田常任幹事

先日、立憲民主党行政書士制度推進議員連盟総会が参議院議員会館において開催され、日行連及び日政連から関係役員が出席しました。

冒頭、逢坂誠二立憲民主党行政書士制度推進議員連盟会長から役員人事等について説明が行われ、承認されました。

あらためて、重任が承認された逢坂会長から御挨拶をいただき、改正行政書士法の早期定着と行政書士制度の更なる推進に尽力する旨の御言葉をいただきました。

続いて、宮本会長、常住日政連会長からそれぞれ御挨拶を申し上げ、双方の出席者による自己紹介が行われた後、日行連から改めて改正行政書士法の概要について御説明しました。

その後の意見交換では、急速に発展するAIが行政書士業務に与える影響や特定行政書士の更なる活用について、質疑応答が行われました。

限られた時間ではありましたが、多数の立憲民主党の皆様に御出席いただき、大変有意義な会合となりました。



行政書士法違反防止の注意喚起に関する 表示板の設置について

<法規監察部>

今般、総務省自治行政局行政課の多大なる御協力の下、中央合同庁舎第2号館の2階にある総務省本省の情報公開閲覧室（開示請求窓口）及び全国10の地方総合通信局及び沖縄総合通信事務所の窓口に行行政書士法違反防止の注意喚起に関する表示板（以下「表示板」という。）が設置される運びとなりましたので、お知らせいたします。

総務省と本会が連携して、総務省の本省及び地方支分部局の窓口へ表示板を設置するのは初めてのことであり、行政書士制度への理解促進と法令遵守、もって国民の権利利益の実現に資する大きな一歩となるものと期待しています。

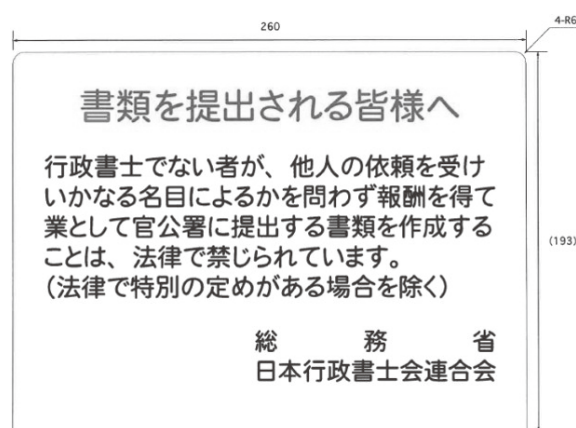
法規監察部といたしましては、これを機に、更に無資格者による行政書士法違反の防止と行政書士制度の理解促進に取り組んでまいりますので、各単位会におかれましても、国の地方機関や地方公共団体の窓口への表示板の設置等を推進していただきますようお願いいたします。

<設置箇所>

- ・総務省本省情報公開閲覧室（開示請求窓口）
- ・地方総合通信局（北海道（札幌市）・東北（仙台市）・関東（千代田区）・信越（長野市）・北陸（金沢市）・東海（名古屋市）・近畿（大阪市）・中国（広島市）・四国（松山市）・九州（熊本市）の10総合通信局）
- ・沖縄総合通信事務所（那覇市）



総務省情報公開閲覧室（開示請求窓口）への設置



本会与総務省との連名による表示板

建設業セミナー2026秋 開催のお知らせ

＜中央研修所・許認可業務部＞

この度、許認可業務部 建設・環境部門において、来る令和8年9月14日（月）にワイズ公共データシステム株式会社との共催で、行政書士、建設業者及び関連団体の皆様向けのセミナーを開催することとなりました。

建設産業は、担い手の確保や生産性の向上といった従前からの課題に加え、地域における建設業の維持や公共工事の品質確保など持続可能な建設業の実現に向けた取組が急務となっています。令和6年には品確法（公共工事の品質確保の促進に関する法律）を含めた「第三次・担い手3法」が改正されるなど行政書士が関与する分野も大きく変化し、建設業者においては「標準労務費」の導入による適切な賃金設定が求められ、経営にも影響のある制度改正となりました。

今回は国土交通省 大臣官房 技術調査課 田村央課長を始めとする講師の皆様にご講演いただくことで、建設業を取り巻く今後の動向、課題を把握し、今後の行政書士業務に生かしていただくことを目的とします。

本セミナーはPCやスマートフォン等で視聴できるオンライン配信のほか、会場（東京：定員あり）での参加も募集いたします。皆様の御参加をお待ちしています。

※詳細等につきましては、日行連ホームページに掲載しています。

行政書士制度 PR パンフレットの御案内



日行連広報部では、行政書士制度を国民に広く周知することを目的として、平成25年度に作成した「行政書士制度 PR パンフレット」の内容に、平成26年度に創設された特定行政書士制度、令和8年1月1日から施行された行政書士法の一部を改正する法律（令和7年法律第65号）の内容等を反映した令和7年度版を作成いたしました。

本パンフレットは、平成25年度版の改訂を検討する中で、広報ツールとしての利便性を最優先とし、各单位会及び会員の皆様が印刷して無償で御利用いただけるよう、会員専用サイト「連 con」に印刷データを掲載いたしましたので、是非とも御活用ください（製本の購入を希望される場合には、株式会社全行団に御相談ください）。

なお、印刷データの単位会及び会員以外への利用並びに二次利用は、原則として認めませんので、御留意ください。

会員専用サイト「連 con」>ライブラリ>パンフレット等
<https://www.gyosei.or.jp/members/library/panf>



特別倫理研修

令和8年度 行政書士申請取次関係研修会 (VOD 方式) の御案内

<申請取次行政書士管理委員会・中央研修所>

日行連倫理研修規則に基づいて実施する特別倫理研修（申請取次関係研修）について、令和8年度の今後の開催日程をお知らせいたします。

当該研修は、各会員が個々の端末（パソコン・タブレット・スマートフォン）から中央研修所研修サイトにアクセスし、VOD（ビデオ・オン・デマンド）システムに登載されたビデオ講座を受講する形式です。所定の期間内であれば、いつでも何度でも御自宅や事務所にて聴講可能です。

なお、各研修会の申込み等の詳細については、会員専用サイト「連 con」にて都度、御案内いたしますので、御確認くださいようお願いいたします。

各研修会開催案内等の掲載場所

◆日行連ホームページ TOP>会員ログイン>研修・セミナー>申請取次関係研修

<https://www.gyosei.or.jp/members/training/shintori>（連 con ログイン後に御覧いただけます。）



令和8年度（令和8年10月～令和9年3月）開催概要

研修会区分	受講期間	開催案内 (会員サイト 詳細発表)	申込期間	修了証書発行日 (同日発送予定)	結果通知 発送予定日 (基準未到達者のみ)
実務研修会 (更新)	10月13日(火) ～10月23日(金)	8月上旬	8月26日(水) ～9月1日(火)	11月6日(金)	11月12日(木)
事務研修会 (新規)	11月13日(金) ～11月24日(火)	9月中旬	10月2日(金) ～10月8日(木)	12月14日(月)	-
実務研修会 (更新)	令和9年1月18日(月) ～1月28日(木)	11月上旬	11月25日(水) ～12月1日(火)	令和9年 2月10日(水)	令和9年 2月17日(水)
事務研修会 (新規)	2月19日(金) ～3月1日(月)	12月中旬	令和9年1月7日(木) ～1月14日(木)	3月19日(金)	-

※開催概要は現時点での予定であり、変更される場合があります。

※各研修は定員制です。申込期間内であっても定員に達した場合は、受付を締め切らせていただきます。

○研修会の区分

事務研修会：入国・在留手続関係の申請取次を**新規**に行うことを希望する行政書士を主な対象とする研修会です。

実務研修会：地方出入国在留管理局から届出済証明書の交付を受けていて、**更新**を希望する行政書士を対象とする研修会です。

【特例措置】既に届出済証明書の交付を受けている方の更新手続には、実務研修会の修了証書に加えて、1年以内に発行された事務研修会の修了証書も使用できるとした特例措置を講じています。既に届出済証明書の交付を受けている方は、上記区分によらずお申し込みができます。

○受講費用（税込み）

事務研修会：30,000円 実務研修会：15,000円

○修了証書の発送について

各研修会における修了証書は、各研修を修了された皆様に一律に発送いたしますので御承知おきください。

事務研修会：課題提出締切後、結果通知と併せて基準に到達された方には修了証書を同封して発送いたします。

実務研修会：課題提出締切後、一律に修了証書を発送いたしますが、審査の結果、基準に未到達であった方のみ別途、日行連から御連絡いたします。

重要なお知らせ

一般倫理研修受講について

<総務部・中央研修所>

令和5年8月31日から、全会員に5年に一度の一般倫理研修の受講が義務化されました。当該研修の受講方法等は、以下の案内を御参考としてください。

1 受講・修了期限（初回）

令和5年8月31日以降の新規登録会員は、登録月の翌月初日から起算して3か月以内に受講・修了してください（例：令和8年4月1日に登録⇒令和8年7月31日まで）。

【参考】次回期限（2回目以降）

前回修了日から5年後の日が属する年度の3月31日までに受講・修了してください。

（例：令和8年4月1日に修了した場合⇒令和14年3月31日）

2 受講方法

①中央研修所研修サイトにアクセス

日行連ホームページ（<https://www.gyosei.or.jp/>）にアクセスし、右上の「研修サイト」をクリック。



②中央研修所研修サイトにログインして研修を受講

中央研修所研修サイト用のID、パスワード（初回ログイン時には申込みが必要）を入力してログイン。「講座一覧」>「義務研修」>「一般倫理研修」から一般倫理研修を受講（3時間程度）。全講座を視聴後、受講確認テストを受ける（詳細は同サイト内の説明やマニュアルを御確認ください）。

本サイトのご利用方法は案内マニュアルをご覧ください。
▼▼▼▼
中央研修所研修サイト利用案内マニュアル
一般倫理研修を受講の方は一般倫理研修マニュアル
▼▼▼▼
一般倫理研修マニュアル

詳しい受講方法は「一般倫理研修マニュアル」をダウンロードして御確認ください。
※必ず受講方法を確認した上で受講してください。

ID、パスワードを入力して「ログイン」をクリックしてください。

■はじめてのご利用の方
通知したパスワードの期限が切れた方
下記の「ID、パスワード申込」ボタンをクリックして申込画面へ進み、必要事項を入力してログインを行ってください。
※ご利用には行政書士登録番号及び受信メールアドレスが必要です。

初めて御利用の方はこちらをクリックして「ID、パスワード申込」を行ってください。

ユーザーID:
パスワード:
ログイン

（パスワード、その他研修に関するお問い合わせはこちら）

③受講確認テストに合格後、修了証を発行

受講確認テスト合格後に表示される「修了証発行」ボタンをクリックすることで研修が修了。

職務上請求書を購入予定の方は、同ボタンをクリック後に表示される修了証の印刷又はダウンロードをしてください。なお、職務上請求書の購入予定がない方も、修了日を確定し、受講を完了させるために、必ず同ボタンをクリックしてください。

【参考】「一般倫理研修の受講について」
日本行政書士会連合会ホームページ（お知らせ）
<https://www.gyosei.or.jp/news/20240329>



重要なお知らせ

「月刊日本行政」のメールによる発行のお知らせ機能の御利用について

<広報部>

かねてより御案内のとおり、本会会報誌「月刊日本行政」の紙版の発行及び発送は、令和7年4月号から隔月（奇数月のみ）となりました。なお、電子版は、これまでどおり毎月本会ホームページ及び会員専用サイト「連con」に掲載いたします。「月刊日本行政」の発行及び送付のデジタル化に御理解・御協力をお願いいたします。

「連con」には、「月刊日本行政」が掲載されたことを会員にお知らせするメール配信機能が搭載されています。そのメールの本文中には該当号のPDFの直接リンクや概要が記載されるなど、大変便利な機能となっていますので、是非御利用ください。「連con」のメール配信機能の利用方法は、次のとおりです。

会員専用サイト「連con」の利用登録

利用登録あり

- ① ログイン（ID・パスワードを入力）
- ② マイページ（画面右上の名前をクリック）
- ③ 変更する をクリック
- ④ 「新着月刊日本行政」を「受け取る」に変更
- ⑤ 保存 をクリック

利用登録なし

「利用登録」ボタンから利用登録。必要情報を全て入力後「受け取る」にチェックが入っていることを確認し「確認」ボタンをクリック。
<https://www.gyosei.or.jp/user/register>



『月刊日本行政』発行のお知らせメールを受け取ります。
 必要な場合は、チェックを外してください。

☒ 受け取る

[ログイン画面へ戻る](#) [確認](#)

ログインページ

※ 連conにログインするには利用登録が必要です。

連conへの登録がお済みの方

ログインIDとパスワードを入力して「ログイン」ボタンを押してください。

ログインID*

半角英数字記号で入力してください

パスワード*

半角英数字記号で入力してください

[ログイン](#)

ログインIDまたはパスワードを忘れた方

① ID・パスワードを入力後にログイン

連conへの登録がお済みでない方

また利用登録をされていない方は下記よりお手続きください。

[連conサイト利用登録](#)

② マイページ

行政 太郎のプロフィール

ホーム / マイページ

※ ページ右上の連conロゴをクリックすると連conトップページに遷移します。

③ 変更する

変更する

登録情報

氏名 行政 太郎

変更画面

氏名 行政 太郎

ログインID uni-agi-member 変更

登録番号 00001234

所属単位 埼玉県

メール通知

※ 毎月日本行政 受け取る 受け取らない

④ 「受け取る」に変更

新着記事お知らせ

※ 選択した記事は必ずしもお届きません。

☐ 一般協賛関係
☐ 特定行政士法廷関係
☐ 運輸交通部門
☐ 農林・水産関係
☐ 福祉・社会福祉関係
☐ 建設・環境部門
☐ 経済・産業関係
☐ 国際関係・海外関係
☐ 企業支援関係
☐ その他

☐ 中国地方関係
☐ 東海地方関係
☐ 中部地方関係
☐ 近畿地方関係
☐ 北陸・山梨関係
☐ 北海道関係
☐ 東北地方関係
☐ 関東地方関係
☐ 中部地方関係
☐ 近畿地方関係
☐ 中国地方関係
☐ 四国地方関係
☐ 九州地方関係

保存

⑤ 保存（保存完了後マイページへ遷移します）

※このメール配信機能の利用に伴って紙版の受取停止を希望する場合は、所属単位会を通じて日行連に御連絡ください。

令和8年度

「行政書士試験」の御案内

この度、令和8年度行政書士試験に係る公示を受け、一般財団法人行政書士試験研究センターでは、令和8年度行政書士試験実施に関するポスターを作成しました。

行政書士試験に関する詳細は、以下のとおりです。

試験日

令和8年11月8日(日)

試験案内・受験願書の配布期間

■窓口配布

令和8年7月21日(火)～8月17日(月)

配布場所：各都道府県庁、各都道府県行政書士会他

■郵送請求

令和8年7月21日(火)～8月7日(金)

※必着

請求先：〒252-0299

日本郵便(株)相模原郵便局 留

「(一財)行政書士試験研究センター

試験課」

※7月6日(月)から受験願書の配布の請求を受け付けます。
発送は、配布開始日(7月21日(火))以降となります。

受験願書の申込期間

■インターネット申込

令和8年7月21日(火)～8月24日(月)

※午前9時から

※午後5時まで

■郵送申込

令和8年7月21日(火)～8月17日(月)

※当日消印有効

受験資格

年齢、学歴、国籍等に関係なく、どなたでも受験できます。

合格発表

令和9年1月27日(水)

2026年
令和8年度

行政書士試験

令和8年
試験日 11/8日

受験資格 年齢、学歴、国籍等に関係なく、
どなたでも受験できます。
令和9年
合格発表 1/27(水)

試験案内・受験願書の配布期間

窓口配布 令和8年 7/21(火)～8/17(月)
各都道府県庁、各都道府県行政書士会他

郵送請求 令和8年 7/21(火)～8/7(金)必着

受験願書の申込期間

インターネット申込 令和8年 7/21(火)～8/24(月)
午前9時から 午後5時まで

郵送申込 令和8年 7/21(火)～8/17(月)
※当日消印有効

※申込み期間に留意ください。
※上記の日程につきましては、予定となります。

請求先 〒252-0299 日本郵便(株) 相模原郵便局
「(一財)行政書士試験研究センター 試験課」
※7月6日(月)から受験願書の配布の請求を受け付けます。
発送は配布開始日(7月21日(火))以降となります。

未来を
変える

問合せ先 総務大臣指定試験機関 (一財)行政書士試験研究センター
☎ 03-3263-7700 (試験専用ダイヤル) 🌐 <https://gyosei-shiken.or.jp>

Pick UP! 単位会

各単位会の取組をお知らせします。

福岡県

行政書士会

各士業団体の中でも 初となる「DX 認定」を取得しました



福岡会は、令和8年5月1日付けで国が認定する「DX 認定」を取得しました。DX 認定制度とは、「情報処理の促進に関する法律」に基づき、「デジタルガバナンス・コード」の基本的事項に対応する企業や団体を国が認定するものです。

今般の行政書士法改正により業務を通じてデジタル社会に貢献することを行政書士の「職責」と位置付ける規定が創設され、デジタル時代における行政書士が活躍できる環境整備が実現しました。

それを踏まえ、当会ではいち早く「デジタル化推進委員会（通称：DX 委員会）」が中心となり、DX 推進に関する戦略や組織体制、達成状況の指標などについて関係部署とも連携しながら検討を行いました。その後、理事会での機関決定を経て、独立行政法人 情報処理推進機構（IPA）に申請し、その取組内容や方向性が経済産業大臣に認められ、早速、支援措置の一つである右の「DX 認定制度ロゴマーク」を当会のホームページに掲載しました。



セキュリティ対策自己宣言

当会は、行政手続に携わる専門職団体としてデジタル社会の基盤を支え、国民にとって身近で信頼される存在であり続けることを運営ビジョンとし、行政手続のオンライン化に対応して、会員が電子申請等の最新デジタル技術を適切に活用できるよう環境を整え、国民の更なる利便の向上を目指してまいります。

愛知県

行政書士会

「大学生のための資格業ガイダンス」に参加 ～未来を担う若者たちへ行政書士の魅力を発信～



愛知会では、令和8年5月25日、愛知学院大学名城公園キャンパス（名古屋市北区）において、名古屋自由業団体連絡協議会が主催の「大学生のための資格業ガイダンス」に参加いたしました。

当会の相談ブースには多くの学生が次々と来訪し、熱心に我々の説明に耳を傾けていました。当初は「とりあえず聞いてみよう」といった様子で、行政書士の具体的な業務内容まで知る学生はあまりいませんでしたが、説明が進むにつれて彼らの表情がどんどん変わっていくのがとても印象的でした。

まずはこちらから、行政書士の幅広い業務範囲に加え、AI 時代においても社会の変化に応じて新たなニーズに対応し続ける資格であることを御案内しました。すると、学生たちは次第に関心を深め、自分の将来像を重ね合わせながら、具体的な業務内容や仕事のやりがい、試験対策について熱心な質問を投げかけてくれました。

また、じっくり個別に対応していく中で、今の学生たちの価値観や将来への真摯な思いに触れることができ、我々にとっても良い刺激を受ける貴重な機会となりました。

行政書士という専門職が社会を支えていることに強い興味を抱き、真剣なまなざしに変わっていった学生たちの率直な反応からは、若い世代に向けた制度広報の重要性を改めて強く実感しました。

今後もこうした若い世代への広報活動を積極的に展開し、行政書士の社会的認知度の向上と、未来の担い手に向けた魅力発信に努めてまいりたいと思います。





本会ホームページの行政書士会員検索への 「主な取扱い業務」の登録についての御案内



会員専用サイト「連 con」では、本会ホームページの行政書士会員検索における「取扱い業務から探す」の「主な取扱い業務」を任意で登録することができます。一般の方が行政書士を探す際の助けとなる大変便利な機能です。

行政書士会員であれば、どなたでも連 con の「マイページ」の編集画面内にある「主な取扱い業務」から御登録いただけます。その登録方法及び掲載場所について、次のとおり御案内いたします。

※連 con にログインするには利用登録が必要です。

登録方法（連 con）



<https://www.gyosei.or.jp/user/login>

①ログイン後に右上の氏名をクリックしてマイページに遷移する。

②「変更する」をクリックしマイページの編集画面へ遷移する。

③「主な取扱い業務」に表示される項目のうち、取り扱いが可能なものにチェックを入れる。

④「保存」をクリックする。

連 con

氏名 のプロフィール

マイページ

登録情報

氏名

ログインID

変更する

保存

掲載場所（ホームページ）

日本行政書士会連合会

行政書士を探す

①「行政書士を探す」をクリックする。

行政書士会員検索

氏名

検索

②検索項目のいずれかを入力（完全一致）し「利用上の注意」を確認し「検索」をクリックする。

登録後はこちらに表示されます。

氏名

登録番号

所属行政書士会

属性

登録年月日

事務所の名称

事務所所在地

事務所電話番号

特定行政書士

主な取扱い業務

URL



秋 桜 日 記

～特定行政書士への誘い～

この物語は、特定行政書士に特に興味のなかった新人行政書士が、特定行政書士の持つ力を実感し活躍する姿を描くものである。

主な登場人物

中島 涼介 (32 歳) 行政書士として業務経験を積んできた開業 5 年目の行政書士

特定行政書士となり、その資格の可能性を通常業務においても実感している。そろそろ人生の節目を迎えそうな予感が…。

山田 賢人 (56 歳) ベテランの行政書士

関東の県庁所在地で開業している。特定行政書士制度がスタートした当初から、特定行政書士の将来性について熱い思いを抱いてきた。若手はもちろん、ベテランに対しても、その熱い思いを語ってきた熱血先生である。

山田 麻衣 (27 歳) 山田先生の娘で特定行政書士

大学在学中に行政書士試験に合格した才女。父親が所長を務める山田事務所の副所長として活躍中。

本田 栞 (27 歳) 中島の彼女

山田麻衣とは大学の同級生で、同じ行政法のゼミに所属していた。現在は家業の建設会社を手伝いながら、中島には内緒で行政書士試験に向けて勉強している。

ない。」

「そうなんだけど、なんだか気が重いのも事実なんだよな。」

特定行政書士は、平成 26 年の法改正を経て、行政不服審査を始めとする不服申立てを代理人として行うことができるようになった。これは、「代書屋」と言われた時代から「街の法律家」へと発展してきた行政書士にとって、とてつもなく大きな出来事だった。

しかし、いざ不服申立てに関わる案件を受任する可能性を考えると、これまでの行政書士業務とは違った、何か巨大な建造物を目の前にしたときのおそれにも似たような感情が湧いてきたのだ。

これまでの業務では、これから何かを始めるに当たって手続を行う、という場面での関わりが多かったし、それが通常の行政書士業務だった。しかし、不服申立てとなると、何かが起こっている状態の中に、当事者の代理人となって関与することになる。しかも、相手は行政だ。さらに、依頼者は自分に有利な展開になることを期待している。そんな状況に自分は堪えられるのだろうか。その不安が、中島の得体の知れない気の重さにつながっているようだ。

「でも、弁護士さんの仕事も、きっとそんな感じなんじゃない？ それに堪えられるだけの知識を身に付けて、プレッシャーを感じながらそれを乗り越えていくのよ。だから、みんなから頼られる先生になるんじゃないかな。特定行政書士さんも、きっと同じよ。」

「それは、そうだけど。」

中島は、栞の言葉を聞きながら、更に気が重くなった。

「ちょっと、しっかりしてよ。頼りになるはずの人がその調子じゃ、本当に困っている人はどうすればいいのよ。困っている人の味方になって、行政っていう巨大な相手と戦うんじゃないかったの？」

それは、特定行政書士法定研修を受講している頃、中島が栞によく話していたことだった。

いわゆる民民間の法的争いは弁護士の独占業務だが、巨大な権力機構である行政との法的争いは、特定行政書士も代理人として関与することができる。そこには、困っている依

第三十話：～問題の始まりは？～

「ところで中島君。実は、知り合いの税理士さんからの紹介で、今年うちの事務所で建設業の許可申請をした業者さんがいてね。以前に取得していた産業廃棄物収集運搬業の更新許可申請について、会社の職員が申請したところ、どうやら不許可の方向で話が進んでいるようなんだ。この案件、ちょっと手伝ってられないかい。」

山田先生からの依頼を引き受けたときは、中島は深く考えもしなかった。「是非、お願いします！」と勢いよく返事をしたものの、今になって少し気が重くなっていた。

「あら、元気ないじゃん。」

コーヒーを入れながら、恋人の栞が顔をのぞき込んできた。

「いや、そういうわけじゃないんだけどね。」

山田先生とのやりとりを、栞はうなずきながら聞いていた。

「へえ。よかったじゃない。ついに特定行政書士の出番じゃ

頼者がいる。誰かに頼りたいと心細い思いをしているかもしれない。不満をぶつけたくても、言葉にできなくて困っているかもしれない。そんなとき、特定行政書士が力強い味方となるんだ。

そんな話を何度も栞にしていたことを思い出した。

「そうだ、そうだね。使命感みたいなのを思い出したら、なんだか元気が湧いてきた。」

すっかり冷めてしまった残りのコーヒーを一気に飲み干すと、中島は腹の底から元気が湧いてきたような気がした。

週の真ん中の水曜日、中島事務所では、書類の作成を中心に業務を行う日と決めていた。打合せが多くなりがちな行政書士にとって、書類作成の時間を意識的に確保しないと業務が滞りがちになると教えてくれたのは山田先生だった。

受任中の相続手続、建設業更新許可申請、産業廃棄物新規許可申請、風俗営業の変更認可申請など、同時に何件も抱えるようになった中島にとって、これらの業務はいわゆる定型業務として無難にこなせるようになっていた。

一通り書類作成が完了して、遅めのランチをどうしようかと考えていると、携帯がブルブルと震えているのに気が付いた。

「やあ、中島くん、これからうちの事務所で打合せしないかい。先日の件で。」

電話の相手は山田先生だった。

山田事務所の最寄駅にある立ち食いそば屋で、天ぷらそばをかき込んだ。天ぷらに汁が染み込んでクタクタになっているこの天ぷらそばを食べるのが、中島の元気の源になっていた。

「やあ、中島君、急に呼び出して悪かったね。」

応接室のドアを開けながら、山田先生が笑顔で迎えてくれた。

「早速なんだが、先日少し話した不服申立てになりそうな事案のことなんだけどね。」

「ちょっと待って、私も一緒に聞きます！」

お茶を運びながら麻衣先生が入ってきた。

山田先生の説明によると、山田事務所の顧問税理士から紹介された建設業者の案件とのことだった。山田事務所では、20年近くにわたり建設業許可の業種追加、更新手続、経営事項審査、産業廃棄物収集運搬業許可などを含めて担当してきた会社であったが、その社長が昨年急逝されたという。

会社を継いだ長男のところに、新人と思われる行政書士から相続手続の営業ハガキが届いたのをきっかけに、全ての

許可業務をその行政書士に任せることになったという話を税理士から聞いて以来、その会社との付き合いは途絶えていた。

その長男から税理士のところに相談があったのが、今回の案件だったようだ。長男の話によると、相続手続について、戸籍の収集や金融機関での手続などは、無事に完了したそうだが、肝心の建設業や収集運搬業などの許認可手続に関して、ほとんど手つかずの状態だったようだ。

ただ、建設業の許可期限が迫っていたため更新申請を依頼したところ、思わぬ問題が生じたという。

「ここまでの経緯はいいかな。」

メモを取りながら真剣に聞いていた中島に、お茶をすすりながら山田先生が聞いた。

「はい。大丈夫です。」

よし、という顔をしてから山田先生が続けた。

長男が依頼した行政書士は新人とはいえ年長者だったこともあり、許可手続を任せたとこ、どうやら建設業については未経験だったらしく、変更届を出すのに少し時間が掛かってしまい、結局、更新申請と同時に役員と株主の変更届を提出したようだ。

「そして、この変更届が問題の種になった。」

そう言いながら山田先生は深刻そうにうなずいた。

一体何が問題だったのか。若手特定行政書士達の奮闘は続く。次回乞う御期待！



＜第4回＞ 行政書士ADR取扱件数の 増加等に向けた取組について

行政書士 ADR センター埼玉 センター長 内谷 克章

我が国における裁判外紛争解決手続、いわゆる ADR (Alternative Dispute Resolution) は転換期を迎えています。近年では、ODR (Online Dispute Resolution) や特定和解など新たな手法や制度が導入され、今後の取扱件数の増加が期待されます。

今期、ADR 推進本部では、行政書士 ADR の今後の展望や行政書士 ADR センターでの取組事例について掲載いたします。

本号では、行政書士 ADR センター埼玉から行政書士 ADR 取扱件数の増加等に向けた取組について紹介していただきます。

1 はじめに

このたびは、行政書士 ADR センター埼玉（以下「当センター」という。）に寄稿の機会をいただきましたことに感謝申し上げます。本稿では、行政書士 ADR 取扱件数の増加等に向けた、当センターの取組事例を紹介します。

2 当センターについて

当センターでは離婚紛争と遺産分割紛争も取り扱っています。取扱件数は他の分野と同程度であり、特徴ある分野選択そのものが取扱件数の増加につながっているわけではありません。

本年度は調停人候補者 30 名、運営委員 9 名体制で ADR 事業を推進してまいります。

3 電話受付時間

当センターは、原則毎日（日曜日・祝日・年末

年始・夏季休暇は除く）9時から18時まで、電話での問合せや相談に対応しています。平日17時以降と土曜日にも予約なしで相談できる ADR 機関は限られています。当番の負担は大きいものの、そのおかげで取扱件数の増加につながっています。

4 取扱分野外の問合せや相談への対応

本連載の第一回で、取扱分野外の問合せや相談について適切な ADR 機関へと丁寧につなぐ「交通整理機能」に言及されていましたが、当センターでもその割合は初期対応全体の 63% を占めています。「行政書士 ADR センターに相談したら、丁寧に聞いていただき、紛争解決の手掛かりを与えてもらえた。」「より適切な機関を紹介してくれた。」このような感想や口コミが広がることの効果は計り知れません。当センターは取扱分野に該当する案件でも、場合によっては他の紛争解決方法を教示する等、実情に即した対応に努めています。社会貢献活動であることはもとより、何よりも「身近

	離婚	遺産分割	賃貸借建物	交通事故	その他	合計 (R7.4.1～)	累計 (H24.7.1～)
問合相談件数	9	17	10	17	94	147	2035
手続説明件数	1	4	1	5		11	141
調停受理件数	0	3	1	4		8	78
調停実施件数	0	1	0	7		8	67
調停合意件数	0	1	0	4		5	35

行政書士 ADR センター埼玉 取扱件数

な街の法律家」である行政書士をより広く知っていただくために私たちは活動しています。調停技法も実践の繰り返しを通してブラッシュアップされていくように、取扱分野外の問合せや相談についても運営委員会で意見交換して対応力に磨きをかけています。

5 広報活動

10月の行政書士制度広報月間には埼玉会各支部へポスター計240枚、リーフレット計920枚を送っています。行政機関窓口等への掲出依頼、無料相談会会場での配布など、様々な場面で埼玉会会員の皆様のお力添えをいただいています。また会員向け研修会のメニューに模擬調停を取り入れて、ADRをより身近に感じていただけるように工夫しています。令和7年度に成立した遺産分割事件は会員からの紹介案件でした。当センターでは、問合せの冒頭に当センターを知るきっかけとなった媒体を確認することで、より効果的な広報活動につなげています。

6 関係機関との連携

令和7年1月25日に、飯能信用金庫全支店参加のオンライン研修会で、「行政書士ADRセンター埼玉の効果的な活用方法」についてお話しする機

会をいただき、リーフレット500部を各支店へお送りしました。

令和7年9月1日、防災の日には、埼玉県県民生活部防犯・交通安全課を表敬訪問いたしました。担当者にお会いして、平素の御支援に改めて感謝をお伝えするとともに、交通事故紛争事案について密に情報交換させていただきました。

当日は、併せて同課に所属する埼玉県交通事故相談所にも伺い、相談担当の皆様お一人お一人にも丁寧に御挨拶申し上げました。当センターでは、同相談所からの紹介案件についても着実に合意成立を積み重ねています。引き続きより一層良好な関係を構築して、交通事故紛争解決のために連携を強化してまいります。

その他にも、金融機関、消費生活センター、一般財団法人不動産適正取引推進機構、各ADR機関、法律事務所など各方面から問合せや相談者の紹介をいただいています。それぞれの強みを理解し合うことで、利用者目線に立った紛争解決の橋渡しに努めています。

7 むすびに

当センターと埼玉会は丸一となって当センターの活動を内外に広く周知しています。

当センターは、件数に加えてサービスの質についても更なる向上を目指します。引き続き皆様の御支援を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

センター手続の流れ

- 1 申込人（相談者）からの問合せ
(必ずはお電話で)
- 2 申込人との事前相談及び説明
(事務局において行います)
- 3 申込人による調停申込書の提出
(センターへ提出・送付を決定します)
- 4 相手方への調停の呼びかけ
(センターが行います)
- 5 相手方との事前相談及び説明
(事務局において行います)
- 6 相手方からの調停依頼書の提出
(センターが調・否を決定します)
- 7 調停手続の開始

※なお、手続開始後の調停は、原則当事者同士、対峙しない状態で調停を進めていきます。

調停の開始

当事者の出席した席上(期日)で話し合いを行います。これを意見がまとまるまで数回繰り返します。

第1回期日

第2回期日

...

最終期日

話し合いがまとまると合意書を作成します。
(合意書に特定調停事項を入れることも出来ます。)

電話受付

TEL 048-833-1132
FAX 048-833-0777

午前9:00～午後6:00 月曜日～土曜日
(祝祭日を除く)

実施日(面談・調停)

毎週火曜日、木曜日、土曜日
午前10:00～午後4:00
(例し、12月26日～1月7日、8月13日～8月17日及び祝日を除く)

運営主体 埼玉県行政書士会
行政書士ADRセンター埼玉
〒330-0062 埼玉県さいたま市浦和区仲町3丁目11番11号
埼玉県行政書士会会館内

ADR
Alternative Dispute Resolution
裁判外紛争解決手続

話し合いによる
トラブル解決を
サポートします

埼玉県行政書士会
行政書士ADRセンター埼玉
法務大臣認証第114号

TEL 048-833-1132
FAX 048-833-0777

VOD紹介「国際業務における行政書士の次のステージ ～外国人政策の転換期に求められる社会的使命・専門性・責任とは?～」

＜中央研修所＞

今月は業務研修〈外国人関連〉講座の中から、本年3月に追加された「国際業務における行政書士の次のステージ～外国人政策の転換期に求められる社会的使命・専門性・責任とは?～」を御紹介します。

令和9年4月1日、日本の外国人材政策は「技能実習」という長い歴史に幕を閉じ、新たに「育成就労制度」へと移行します。これは単なる名称の変更ではありません。我が国の法体系において、外国人を一人の労働者、そして一人の人間として正當に位置付け、その「育成」と「保護」を両立させるという、極めて高い倫理観と法的思考が求められる制度の進化です。

本研修は、育成就労をはじめ在留資格に関する膨大な省令・要領等を行政書士の視点で分析しています。行政手続の専門家である私たち行政書士が、どのようにして企業の適正な運営を導き、外国人の権利を守る職責を果たすべきか。その指針を実務の核心と共に提示していますので、是非お役立てください。

● 研 修 情 報 ●

講義内容 (役職は収録当時のものです)

〈第一部〉近時の外国人政策や法律改正等の分析と今後について

パネラー：山脇 康嗣 氏(さくら共同法律事務所 弁護士)

パネラー：杉田 昌平 氏(弁護士法人 Global HR Strategy)

モデレーター：古城 良 氏(日本行政書士会連合会 国際・企業経営業務部国際部門)

モデレーター：鈴木 健一 氏(日本行政書士会連合会 申請取次行政書士管理委員会)

〈第二部〉育成就労制度開始に向けて今準備しておくべきこととは?

パネラー：山脇 康嗣 氏(さくら共同法律事務所 弁護士)

パネラー：杉田 昌平 氏(弁護士法人 Global HR Strategy)

モデレーター：菅原 純平 氏(日本行政書士会連合会 国際・企業経営業務部国際部門)

講義時間 約3時間

受講料 無料

本研修が提示する育成就労に関する「法律家としての3つの重要な視点」

1. 「転籍」制度を通じた人権保護とキャリアパス設計を具体化する視点

育成就労制度の一つの柱は、一定の要件下での「転籍(実施者の変更)」の容認です。これは、外国人の不当な拘束を防ぎ、職業選択の自由を尊重するという憲法的な要請に応えるものです。一方で、育成就労の「育成」という言葉には「企業が育成に力を入れて、定着してもらえよう努める」という隠れた意味があるとも考えます。行政書士が介在することで、法に基づいた円滑な権利行使をいかに支援すべきかを学び、育成就労から特定技能、そして永住許可申請というキャリアパス設計において、法律家としていかなる専門的知見(視点)を持つべきかを考える内容となっています。

2. 「育成就労計画」を適正な育成の羅針盤と捉える視点

育成就労計画は、単なる認可を受けるための書類ではありません。育成就労法第3条が掲げる基本理念である「技能の適正な修得」と「保護体制が確立された環境」を約束する公的な契約です。これを単なる書面上の手段にとどめず、実態を伴った「育成のロードマップ」として機能させるための法的審査の視点を学べます。

3. 監理支援機関への「外部監査」において中立性と独立性を担保する視点

運営要領では、監理支援機関に対する厳格な「外部監査」が義務付けられています。行政書士が外部監査人を担う際、求められるのは単なる事務確認ではなく、組織のガバナンスが法に則っているかを監視する中立的な立場です。役職員の利益相反の排除や人権侵害の兆候を察知する感度、法律家としての「独立性」を保ちながらいかに組織の健全性を維持するか、監査人として持つべき視点とその実務的作法を深掘りします。

外国人材の受入れ現場では、言語の壁や文化の差異から、ときとして法が形骸化し、弱い立場にある者が不利益を被るリスクを孕んでいます。行政書士法が改正され、独占業務が改めて強調された背景には、こうした公的な手続に「法律専門家の責任」を介在させる意味があると考えます。

本研修が、省令・運営要領等の膨大な解釈指針を単なるマニュアルとしてではなく、現場に正義を貫くための「灯台」として読み解く視座を涵養し、新制度における「良心ある法的助言者」としての地位を確立する一助となることを切に願っています。

《中央研修所研修サイト 視聴方法について》

- ①「日行連のホームページ」のトップページのバナー又は右記二次元コードから中央研修所研修サイトへアクセス。
- ②「講座一覧＞業務研修＞外国人関連＞〈外国人関連〉国際業務における行政書士の次のステージ～外国人政策の転換期に求められる社会的使命・専門性・責任とは？～」を選択し、該当講座を受講。



↑ 研修サイト二次元コード

「災害復興支援員」を募集しています

令和6年9月25日付けで「大規模災害時の被災自治体への支援に関する内閣府と日本行政書士会連合会との協定」を締結したことを踏まえ、本会大規模災害対策本部では、将来的な大規模災害の発生に備えて、平時から被災自治体を支援する会員（災害復興支援員）を養成し、大規模災害の発生時には迅速に被災自治体に派遣して支援活動が行える組織体制を整備しておく必要があると考えています。

上記趣旨に御賛同くださる方、「災害復興支援員」に関心を持たれた方におかれましては、以下の会員専用サイト「連 con」の該当ページにアクセスの上、詳細を御覧ください。

日頃から会員一人ひとりが、自分も被災者になり得るということを胸に刻み、防災・減災の意識を高めるとともに、共助の精神を培っていくことが重要であると考えています。皆様の御参加をお待ちしています。

御理解御協力のほど、よろしくお願いいたします。

会員専用サイト「連 con」>記事>「災害復興支援員」の募集について
<https://www.gyosei.or.jp/members/others/20250401>



3日

水

正副会長会**【協議事項】**

- (1) 常任理事会の合議事項等について
- (2) 他士業総会等の対応について
- (3) その他

常任理事会(～4日)**【合議事項】**

- (1) 「行政書士関係法令先例総覧」追加データの先行公開について
- (2) 農林水産分野・食品分野における知的財産権制度活用優良企業等表彰について

9日

火

登録委員会**【登録審査】**

- (1) 審査件数(221件)
- (2) その他

11日

木

第一回議事運営委員会**【協議事項】**

- (1) 委員長、副委員長の選任等について
- (2) 令和8年度定時総会の議事運営について
- (3) その他

17日

水

正副会長会**【協議事項】**

- (1) 常任理事会の合議事項等について
- (2) 虎ノ門タワーズオフィス契約更新に関する提案について
- (3) その他

常任理事会**【合議事項】**

- (1) 定時総会の対応について
「行政書士・行政書士法人検索」一部不開示について

第二回議事運営委員会**【協議事項】**

- (1) 第1回議事運営委員会における協議内容の確認
- (2) 定時総会における議事運営委員会の申し合わせの確認
- (3) 常任理事会・議事運営委員会合同会議での申し入れの確認
- (4) 動議・表決の取扱いの確認
- (5) その他

常任理事会・議事運営委員会合同会議**【協議事項】**

- (1) 定時総会の議事運営について
- (2) その他

総務部会**【協議事項】**

- (1) 定時総会の準備並びに諸対応について

18日

木

定時総会(～19日)**【議案審査】**

- | | |
|-------|--------------------------------------|
| 第1号議案 | 令和7年度事業報告 |
| 第2号議案 | 令和7年度決算報告 |
| 第3号議案 | 令和8年度事業計画(案) |
| 第4号議案 | 公益社団法人コスモス成年後見サポートセンターへの寄付金支出について(案) |
| 第5号議案 | 令和8年度予算(案) |

23日

火

登録委員会

【登録審査】

- (1) 審査件数(177件)
- (2) その他

30日

火

正副会長会

【協議事項】

- (1) 常任理事会の合議事項等について
- (2) 日行連と各地方協議会との連絡会の対応について

常任理事会(～7月1日)

【合議事項】

- (1) 理事会議案等について
- (2) 預り金規則について
- (3) 専門員の登用について
- (4) グレーゾーン解消制度による総務省回答に関する確認事項について
- (5) コスモス成年後見サポートセンターからの依頼事項について
- (6) 外国人政策に係る要望書について
- (7) 後援名義使用申請について

登録委員会からのお知らせ

重要 行政書士法人に所属する会員等の登録手續に関するお願い

日行連では、令和6年10月から新しい会員管理システムの運用を開始しています。現在は、登録事務手續における添付書類の削減や手續の簡素化に向け、国が運営する「国家資格等情報連携・活用システム」との接続を目指しており、登録情報に関し、一元管理を前提として整備を進めているところです。

つきましては、次の点について御留意の上、御協力くださいますようお願い申し上げます。

- ☐ 行政書士名簿の登録事項に変更が生じた場合や登録を抹消する場合は、それぞれに応じて「行政書士変更登録申請書」「記載事項変更届出書」「行政書士登録抹消届出書」を提出してください。
- ☐ 上記において、行政書士法人に所属する会員（社員又は使用人）の登録事項に変更が生じた場合や登録を抹消する場合は、当該法人から同時に「行政書士法人名簿登載事項変更届出書」を提出してください。



登録はお済みですか？

会員専用サイト「連con」の御案内



「連con」では、関係省庁や団体からの各種業界情報、研修案内、参考資料、その他様々な情報を掲載しています。令和5年9月のリニューアルでは、より使いやすくなるようナビゲーションの変更や情報の階層整理、「月刊日本行政」のアーカイブ公開や、特定分野記事のメール配信等便利な機能の追加などを行いました。是非、アカウント登録していただき、御活用くださいますようお願いいたします。

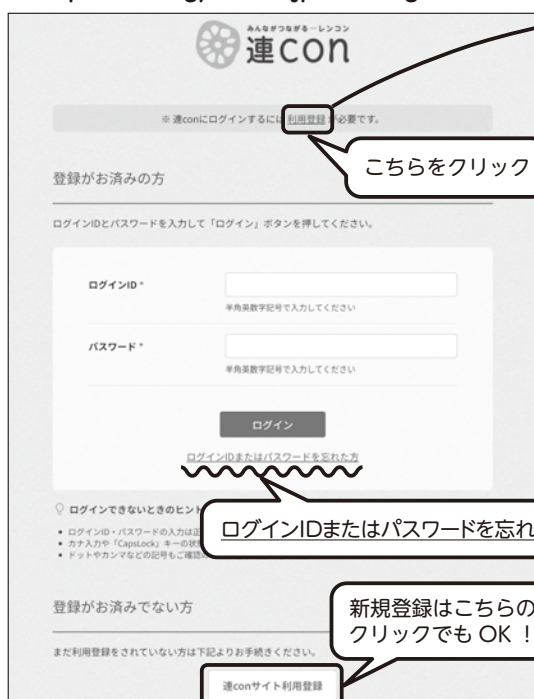
★アカウント登録の方法

①日行連ホームページ トップページ画面



②「連con」ログイン画面

<https://www.gyosei.or.jp/user/login>



※登録の有無が不明な方は、ログインボタン下の「ログインIDまたはパスワードを忘れた方」から、登録されたメールアドレスを御入力いただくだけで、簡単に御確認いただけます。（メールアドレスをお忘れの方は「登録番号・氏名・所属単位・生年月日（西暦）※本人確認のため」を添えて、日行連事務局広報課（kouhou@gyosei.or.jp）までお問い合わせください。）

③「連con」利用登録画面

- ①「基本情報」を入力・確認の上、「確認」をクリック
- ②「基本情報」で入力したメールアドレスに「仮登録完了メール」が届くのでメールに記載されている「パスワード設定画面」のURLをクリック
- ③ログインID・パスワードを設定すると本登録が完了（登録が完了すると、「本登録完了メール」が届きます。メールに記載されている「マイページ」のURLをクリックすると、御自身のプロフィール設定画面が表示されます）

④「連con」マイページ



行政書士業務パンフレットの御案内

日行連広報部では、行政書士制度を国民に広く周知することを目的として、行政書士業務パンフレットを作成しました。

本パンフレットは、従来の「行政書士活用ガイド」の改訂を検討する中で、広報ツールとしての利便性を第一に考え、相談内容に応じて業務を御紹介いただけるよう、主な業務別に作成しています。

会員の皆様や各单位会において、必要に応じてそれらを組み合わせて活用していただけるよう、会員専用サイト「連 con」の「ライブラリ」内「パンフレット等」のページに PDF データを公開していますので、是非御活用ください。

掲載ページ

会員専用サイト「連 con」>ライブラリ>パンフレット等
<https://www.gyosei.or.jp/members/library/panf>



会員の動き

登録者数（令和8年7月初日現在）

合 計	55,529 名			
内 訳	男	45,828 名	女	9,701 名
個人事務所開業	男	42,592 名	女	8,566 名
行政書士法人社員	男	2,389 名	女	491 名
個人使用人行政書士	男	466 名	女	339 名
法人使用人行政書士	男	381 名	女	305 名

法人会員（令和8年7月初日現在）

法人会員数	1,796
法人事務所数	2,076
主たる事務所数（行政書士法人数）	1,505
従たる事務所数	571

異動状況（令和8年6月中の処理件数）

新規登録	合 計	552 名	
	内 訳	男	417 名
		女	135 名
登録抹消	合 計	150 名	
	内 訳	男	129 名
		女	21 名
抹消内訳	廃 業	120 名	
	死 亡	30 名	
	その他	0 名	

御協力をお願い～日本行政を正確・迅速にお届けするために～

日本行政は、行政書士名簿にある会員の事務所所在地と当該会員の氏名を表記して発送しています。

- お届け先に事務所名の表示のみで会員氏名の表示がないため返送される事例が多くあります。事務所の入口に会員氏名を明確に表示してください。
- 事務所所在地に変更があった場合は、速やかに所属単位会にお届けください。

広報部では日本行政が返送されてきた場合は、所属単位会に宛名の調査依頼を行うとともに、それが確認されるまで発送を停止いたします。

- 発送停止の解除は、所属単位会に依頼した宛名調査の結果に加え、事務所所在地の変更があった場合は、所属単位会を通じ日行連登録委員会に提出される変更登録申請の処理結果により行います。

事務所所在地に変更がないのに日本行政が届かなくなった場合は、お早めに日行連事務局までお問い合わせください。

- 発送停止期間中の紙版のバックナンバーを希望される場合は、在庫管理上、直近発行号を含む最長6か月まで（令和7年度以降は奇数月号に限る）とさせていただきますので、あらかじめ御了承願います。

広報部員のひとり言

from EDITORS（益子）

先日、宇都宮市の市街地にツキノワグマが出没したニュースが大きな話題となりました。高校時代までを過ごし、今も実家がある馴染み深い土地での出来事だけに、大型野生動物の場違いな出現はもはや「遠い山奥」の話ではなく、私たちの足元まで迫る重大な課題だと痛感させられました。

出没の背景には、人口減少や高齢化による里山管理の担い手不足、耕作放棄地の増加、狩猟者の減少など、複合的な要因が指摘されています。率直に言って、熊が徘徊するその瞬間に、私たち行政書士が直接できる対策はありません。しかし、地域の事業者や自治会が立ち上がるための組織化（法人設立）や、補助金活用による財政基盤のサポートなどを通じて、平時に次の危機を防ぐ仕組みを地域と共に作ることはできます。専門職の立場から、間接的にこの地域課題の解決に貢献していく視点が今、求められていると感じます。

月刊 日本行政 8月号

第645号 令和8年7月25日発行

発行人 宮本 重則
 発行所 日本行政書士会連合会
 〒105-0001
 東京都港区虎ノ門四丁目
 1番28号
 虎ノ門タワーズオフィス10階
 TEL 03-6435-7330
 FAX 03-6435-7331
 製作・印刷 日本印刷株式会社

【広報部】 部長 伴 将史
 次長 奥野慎太郎
 部長 成田真利子
 大 門 則亮
 益 子 光宣
 吉 田 明浩
 野 崎 晃



月刊 **日本行政** 8月号

令和8年7月25日発行(毎月1回)

発行所：日本行政書士会連合会

発行人：宮本 重則

編集人：伴 将史

〒105-0001 東京都港区虎ノ門四丁目1番28号
虎ノ門タワーズオフィス10階